

1人は万人のために

万人は1人のために

〈協同組合先覚者〉

ライフアイゼン

JA県央愛川事業所の所在地

本所	愛甲郡愛川町中津747	046(286)2111
事業本部 信用共済部	愛甲郡愛川町三増891	046(281)5111
事業本部 指導経済部	愛甲郡愛川町三増891	046(281)5000
中津支所	愛甲郡愛川町中津747	046(285)0002
春日台出張所	愛甲郡愛川町中津1716-1	046(285)1221
高峰支所	愛甲郡愛川町三増891	046(281)1310
半原支所	愛甲郡愛川町半原1526	046(281)0193
田代出張所	愛甲郡愛川町田代86-8	046(281)0030
JA デイサービスセンターあいかわ	愛甲郡愛川町半原4102	046(280)3033
農機サービスセンター	愛甲郡愛川町三増891	046(281)5047
不動産情報コーナー(中津支所内)	愛甲郡愛川町中津747	046(285)0401
荒茶工場	愛甲郡愛川町半原807-1	046(281)8139

【子会社】

株式会社県央あいかわ		
グリーンセンターあいかわ	愛甲郡愛川町中津747	046(286)9478
ギフトプラザあいかわ	愛甲郡愛川町中津747	046(286)9478
葬祭利用相談所	愛甲郡愛川町中津747	046(286)9477
プロパン	愛甲郡愛川町三増891	046(280)1009
高峰給油所	愛甲郡愛川町三増891	046(281)3789
農業法人あいかわ茶株式会社	愛甲郡愛川町中津747	046(281)5000

通常総代会資料

第34期(平成27年度) 事業報告書
第35期(平成28年度) 事業計画書



日時 平成28年5月28日(土) 午後1時
会場 愛川町文化会館ホール

県央愛川農業協同組合

J A 綱 領

わたしたちJAのめざすもの

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、
安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、
JAを健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追及しよう。

目 次

第34期 通常総代会次第	1
代表理事組合長あいさつ	2
第34期 通常総代会提出議案	3
役員報酬の決定について	3
総代会に対する理事の提出書	4
事業報告	5
貸借対照表	32
損益計算書	34
注 記 表	36
附属明細書	44
剰余金処分案	53
独立監査人の監査報告書	55
監査報告書	56
部門別損益計算書	57
定款及び定款附属書役員選任規程の一部変更について	58
規約の一部変更について	69
信用事業規程の一部変更について	70
株式会社神奈川県農協茶業センター株式の取得について	72
第35期事業計画書	73
役員を選任について	88
過年度の退任理事に対する慰労金の贈呈について	89
退任理事および退任監事に対する慰労金の贈呈について	90
「JAバンク基本方針」の変更について	91
子会社報告	93

(表紙のことば)

平成27年9月14日、JAの組合員組織・農業機械化部会が箕輪耕地で開いた「秋作業安全講習会」の様子。

通常総代会次第

1. 開 会 時 分 現在

総 代 定 数	350 人	
総代会成立数	人	
出席者数	本 人	人
	代 理 人	人
	書 面	人
	合 計	人

2. J A 綱 領 朗 唱

3. 代 表 理 事 組 合 長 あ い さ つ

4. 来 賓 祝 辞

5. 議 長 選 任

議 長	
-----	--

6. 書 記 の 任 命

書 記	
-----	--

7. 議 案 審 議

8. 特 別 決 議

9. 閉 会

代表理事 組合長あいさつ

本日ここに第34期通常総代会を開催するにあたり、ごあいさつ申し上げます。

平素、JA県央愛川の組織活動ならびに各事業推進におきましては、組合員の皆さま方をはじめ、関係行政機関、農業団体各方面から温かいご支援、ご厚情を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、国内経済の動向は、輸出・生産は上向きつつあり、雇用所得環境は堅調に推移し各種政策効果もあって景気は回復に向かうことが期待されているものの、一方では個人消費停滞の長期化や海外経済の不確実性の高まりなどが懸念されています。

農業・JAの情勢においては、本年4月1日に「改正農協法」が施行されJAを巡る環境は重大な転換期にあり、多くの問題が山積しています。

こうした中、当組合では担い手の育成や新規就農者の支援、農地の有効活用をすすめ、地域農業振興ならびに安全・安心な農畜産物の安定供給・地産地消の拡大に向けた事業活動を展開してまいります。また、子会社「株式会社県央あいかわ」、「あいかわ茶株式会社」との連携による専門性の発揮、サービスの向上、競争力の強化をはかり、組合員の営農とくらしを守り安心して暮らせる豊かな地域社会の実現に向けて、JA組織・事業活動の活性化につとめます。

本年度は、JAグループの総意である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とした「創造的自己改革への挑戦」への実践初年度であります。当JAとしましても、昨年11月に開催された第68回神奈川県農業協同組合大会決議「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」を確立する改革の実践をJAグループ・各関係団体との連携を深めながら進めます。

なお、組合組織活動につきましては、「生産、くらし、経営」を柱に、組合事業基盤および財務の充実・健全性の確保をはかり、組合員の生命・財産・くらしを守るとともに地域の発展に貢献するための事業活動に注力してまいります。

今後とも組合員皆さまのより一層の温かいご支援・ご協力をお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。

県央愛川農業協同組合
代表理事組合長 八木世高

通常総代会提出議案

第1号議案 第34期（平成27年度）貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、注記表および事業報告の承認について

当組合の定款39条第1項第7号の規定により、第34期（平成27年度）の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、注記表及び事業報告を確定させるため、別記のとおり承認願いたい。

第2号議案 定款及び定款附属書役員選任規程の一部変更について

別記のとおり承認願いたい。

第3号議案 規約の一部変更について

別記のとおり承認願いたい。

第4号議案 信用事業規程の一部変更について

別記のとおり承認願いたい。

第5号議案 株式会社神奈川県農協茶業センター株式の取得について

別記のとおり承認願いたい。

第6号議案 第35期（平成28年度）事業計画の設定について

当組合の定款39条第1項第5号の規定により、第35期（平成28年度）の事業計画について、別記のとおり承認願いたい。

第7号議案 役員報酬の決定について

役員報酬については、代表理事組合長の諮問機関として組合員の代表を中心に構成する「執行体制審議会」において、昨年度の支給実績及び当組合の業績及び諸般の事情等を検討して答申された「平成28年度の役員報酬について」を踏まえて、本年度の役員報酬を以下のとおりといたしたい。

1. 理事13名に対する本年度の報酬の額は、総額34,444千円とし、各理事の報酬額については、その範囲内において理事会に一任願いたい。
2. 監事4名に対する本年度の報酬の額は、総額11,208千円とし、各監事の報酬額については、その範囲内において監事会に一任願いたい。

第8号議案 役員を選任について

定款第29条の規定により役員推薦会議において別記（役員推薦書）のとおり役員候補者の推薦がありましたので選任願いたい。

第9号議案 過年度の退任理事に対する慰労金の贈呈について

別記のとおり承認願いたい。

第10号議案 退任理事および退任監事に対する慰労金の贈呈について

別記のとおり承認願いたい。

その他臨時案件

以上、提案いたします。

総代会に対する理事の提出書

農業協同組合法第36条第8項に基づく第34期（平成27年度）貸借対照表、損益計算書、注記表、剰余金処分案及び事業報告並びにこれらの附属明細書、監事の監査報告及び全国監査機構の監査報告を別記のとおり総代会に提出します。

平成28年5月28日

県央愛川農業協同組合

代表理事組合長	八 木 世 高	印
専 務 理 事	矢 後 清 孝	印
常 務 理 事	倉 田 資 展	印
理 事	齋 藤 増 雄	印
理 事	沼 田 彰	印
理 事	天 利 秀 夫	印
理 事	齊 藤 尊	印
理 事	有 賀 照 男	印
理 事	高 橋 喜美子	印
理 事	古座野 恵美子	印
理 事	山 崎 隆 一	印
理 事	馬 場 正 行	印

第34期 事業報告(第1号議案)

(平成27年度)

第34期 [平成27年3月1日から
平成28年2月29日まで] 事業報告

I. 組合の事業活動の概況に関する事項

1. 当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果

(1) 事業概況等

国内経済の動向は、雇用情勢や所得環境の改善が続き各種の政策効果もあり、所得から支出への前向きな循環が働くもとの、緩やかな回復に向かうことが期待されております。

農業・JAをとりまく情勢については、改正農協法の施行によるJAグループの組織・事業を支えてきた制度や前提条件の転換、消費税率の引上げによる物価上昇に伴う実質可処分所得の減少は、組合員の予備的貯蓄の減少につながる事も懸念され引き続き予断を許さない状況にあります。

こうした中、当組合では、店舗購買の子会社化による専門性の発揮、サービスの向上、競争力の強化をはかるとともに組合員の営農とくらしを守り地域農業を振興し、安心して暮らせる豊かな地域社会の実現に向けて、JA組織・事業活動の一層の充実と活性化に努めました。

その取り組み及び結果について概況をご報告申し上げます。

組織運営では、准組合員の農協運営への参加・意思反映の具体化に向け、くらしの活動の組織化をすすめました。

事業活動では、愛川町の特性を生かした農業振興への継続的な取り組みと、農産物直売所を拠点とした食の安全・安心・地産地消のさらなる拡大に努め、営農指導事業及び販売事業の充実をはかりました。

購買事業では、安全・安心な商品の供給につとめました。また、グリーンセンターあいかわ、ギフトプラザあいかわ、葬祭利用相談所の事業を株式会社県央あいかわに移管し専門性の発揮と競争力の強化、サービスの向上に努めました。

信用事業では、身近で便利な地域金融機関をめざし、県下統一キャンペーンや休日ローン相談会、年金相談会等の定期的な開催により、利便性の充実と農業とくらしに貢献する商品の提供に努めました。

共済事業では、「ひと・いえ・くるま」の生活総合保障の提供に努めるとともに、未保障・低保障世帯への訪問活動や保障見直し相談会を開催するなど保障提案活動の強化に努めました。

このような事業展開の結果、組合員をはじめとした組合利用者皆さまのご理解とご協力により、全体の収支については税引前当期利益として6,677万円余を計上することができました。

以下、各事業の詳細につきましてご報告申し上げます。

各事業の報告

(2) 主要な事業活動と成果

主な事業活動と成果については以下のとおりです。

指導事業

1. 営農改善

新鮮で安全安心な農産物をより多くの消費者にPRし、地産地消の拡大をはかり多くの方に「ふれあい旬鮮市」を利用いただきました。

水稻育苗センターは、10,692箱（53.4ha）の健苗を出荷いたしました。また、ライスセンターでは乾燥68.1t、粳すり80.5tと124戸の利用をいただき農作業の省力化につとめました。

農作業受委託作業では、水稻春・秋作業合わせて延べ35.4ha、また一般作業では3.7haを行い、組合員の要望に対応してまいりました。



水稻春作業

2. 農政活動

JAグループの自己改革を尊重した農協改革の実現を図るための要請を国会議員に行うとともにTPP決議の実現等を求める、みんなのよい食プロジェクトの一環として行う街頭PRに参加し、農業経営を堅守できるよう努力いたしました。

3. 生活文化

身近に受けられる検診として厚生連との連携により各種検診をすすめてまいりました。人間ドックは116名（一泊二日3名、日帰り113名）、生活習慣病検診は年1回実施し、12名の方が受診されました。

新たな女性組織づくりに向けた取り組みのひとつとして「食・農・文化」をテーマとした日帰り旅行を企画し、全体で55名の参加をいただきました。高齢者福祉活動として、「ふれあいサロン」を11会場で年間113回開催し、874名の参加をいただきました。

4. 教育情報

JAだより「県央愛川」を4月、6月、10月、12月、1月の15日に発行し、各生産とくらし部会等により全組合員宅へ配付し、農協・農業情報を伝えてまいりました。

顧問税理士や関係機関と連携を取り法律、税務相談に対応し経営改善につとめました。ふれあいJAまつりを11月15日に開催し、JAと地域住民との交流を深めました。

5. 組織育成

各組織の方向性や目的を再認識するとともにより良い運営をすすめてまいりました。各組織ごとに研修会を開催し、会員の知識向上および経営改善につとめました。また、農業の担い手や後継者対策をすすめてまいりました。

指導事業収支明細の推移

(単位：千円、%)

項 目	24年度	25年度	26年度	本年度	計画比	前年比	内 容	
収入	指導補助金	612	521	541	500	147.7	92.4	県・町等からの補助金
	計 (A)	612	521	541	500	68.5	92.4	
支出	営農改善費	1,994	1,581	1,943	1,542	48.2	79.3	農業学園、安全講習会、農林まつり
	農政活動費	137	160	119	192	80.1	160.6	農政対策負担金
	生活文化費	2,598	2,488	2,298	1,290	88.9	56.1	人間ドック、生活習慣病検診 高齢者福祉対策他
	教育情報費	2,719	2,697	2,915	2,967	94.8	101.7	JAまつり、税務対策
	組織育成費	9,201	9,080	9,038	8,689	74.1	96.1	生産とくらし部会助成金 各組織助成金
	その他指導費用	636	630	664	548	61.6	82.5	通信費、燃料費、消耗品等
計 (B)	17,286	16,638	16,980	15,231	73.8	89.6		
差引 (A) - (B)	△16,673	△16,116	△16,439	△14,730	74.0	89.6		

介護保険事業

「JAあいかわケアセンター」では1,662時間の訪問介護の利用がありました。利用者に信頼される介護サービスの提供につとめ、利用者家族の介護負担の軽減をすすめてまいりました。

介護保険事業収支明細の推移

(単位：千円、%)

項 目	24年度	25年度	26年度	本年度	計画比	前年比	内 容	
利 用 時 間	2,531.25	2,133.0	1,277.5	1,662.0	102.5	130.0	身体 648.0時間 生活 610.5時間 予防 403.5時間	
収入	介護保険収益	8,239	7,592	4,782	5,734	100.0	119.9	
	計 (A)	8,239	7,592	4,782	5,734	100.0	119.9	
支出	介護員給与	6,128	5,861	3,493	3,635	83.9	104.0	サービス提供責任者、介護員
	交 通 費	548	458	342	426	99.1	124.5	個人車両使用時
	介護員検診料	40	30	30	40	80.0	133.3	ヘルパー検診
	雑 費	1,024	751	704	643	77.5	91.3	研修費、通信費、衛生管理費
計 (B)	7,741	7,100	4,570	4,745	83.3	103.8		
差引 (A) - (B)	497	491	212	988	2,417.7	466.1		

教育事業

組合員や地域住民が積極的に参加する魅力ある各種活動を実施いたしました。

1. 組合員教育

10月16日に愛川町文化会館において「組合員研修会」と「年金友の会出前寄席」を合同開催し、471名の参加をいただきました。



組合員研修会

組合員研修会

「凶悪詐欺・侵入犯罪にあわないための防犯対策」

講師 梅本 正行氏

2. 生産とくらし部会員教育

9月4日から5日（一泊二日）に役員視察研修旅行を実施し、87名の参加をいただきました。

3. スポーツ活動

第14回ふれあいゲートボール大会を6月10日に、第15回大会を11月11日に愛川町田代運動公園で開催し、合わせて173名の方の参加をいただきました。

4. 職員教育

教育センターの階層別・職能別研修会や通信教育の受講、また各種資格取得に積極的に取り組み、職員の資質向上につとめました。

教育事業費用明細の推移

(単位：千円、%)

項目	24年度	25年度	26年度	本年度	計画比	前年比	内容
組合員教育	1,444	1,200	1,049	1,276	98.1	121.6	組合員教育研修会等
女性部教育	135	103	117	-	-	-	
生産とくらし部会員教育	1,076	888	1,304	1,200	100.0	92.0	生産とくらし部役員研修会
スポーツ活動	150	80	105	92	61.3	87.0	ゲートボール大会
職員教育	1,134	626	335	515	60.6	153.9	通信教育助成、資格試験受講料
合計	3,941	2,899	2,911	3,083	88.1	105.9	

(注) 教育基金積立額に対する運用益37千円を活用して実施しました。

農業経営事業

耕作放棄地の解消および遊休農地の有効利用を目的に茶園の造成準備を進めるとともに、茶園管理に努めました。

農業経営事業収支明細の推移

(単位：千円、%)

項目	24年度	25年度	26年度	本年度	計画比	前年比
収 益	1,733	1,851	7,834	9,737	29.8	124.2
費 用	5,402	5,343	16,728	16,087	38.9	96.1
損益差額	△3,669	△3,492	△8,893	△6,350	-	-

販 売 事 業

1. 米

水稻育苗および田植え後の活着は比較的順調でした。水稻育成期間の7月下旬から8月中旬の期間内に気温が上がらなかった為、米の品質および収量への影響があり平年を下回る収量でした。集荷の取扱いについては、26,460kgでした。



平成27年産米の集荷作業

2. 植木・花き

ツツジ・サツキの出荷を主流として、売上高は13,387千円でした。

3. 農産物直売所

「食の安全・安心」が叫ばれるなか地産地消をアピールし、農産物・加工品の売上高は2店舗合計で54,065千円でした。また、来客数は83,450名でした。

4. 茶

茶園34.5haを摘採し、荒茶を8,978kg出荷しました。また、製茶を1,191袋693千円販売しました。

5. 農産物共進会

農産物共進会をふれあい旬鮮市中津店で開催し、各部門6名の方が県央愛川農業協同組合長賞に輝きました。

販売品取扱高の推移

(単位：千円、%)

品 目	24年度	25年度	26年度	本年度	計画比	前年比
米	13,682	11,034	9,739	8,426	84.2	86.5
茶	7,055	3,246	6,802	693	38.5	10.1
植木・花き	11,044	11,651	17,322	13,387	111.5	77.2
農産物直売所	64,014	62,808	58,395	54,065	77.5	92.5
合 計	95,796	88,740	92,260	76,572	81.8	82.9

(注) 米は、買取販売品となっております。農産物直売所に1,716千円の買取購買品が含まれています。

(注) 茶は平成26年度までは生産者の荒茶精算金額で、本年度よりあいかわ茶（製茶）の販売代金となっております。

購 買 事 業

1. 生産資材

肥料・農薬等生産資材は、生産とくらし部会および各部会の協力をいただき、春秋の共同購入で1,123万円の取り扱いをいたしました。

農機具は年2回の農業機械展示予約会を開催し、406万円の取り扱いをいたしました。また、リサイクルセンターでは農機等の再利用による有効活用につとめました。

農業と生活環境に配慮した農業用資材の廃棄物回収運動では、廃棄ビニール、プラスチックを35件2,090kg、廃棄農薬を24件118.1kg回収いたしました。



春肥料の配送

2. 生活物資

生活物資は安全・安心な商品の安定供給につとめました。平成27年3月に、グリーンセンター・ギフトプラザ・葬祭利用相談所を子会社へ移管しました。



廃ビニール類の回収

購買品供給・取扱高の推移

(単位：千円、%)

品 目		24年度	25年度	26年度	本年度	計画比	前年比
生産資材	肥 料	26,993	24,154	25,584	10,505	95.5	41.0
	飼 料	9,100	9,173	9,618	7,065	78.5	73.4
	農 薬	14,752	15,274	16,485	8,278	127.3	50.2
	農 機 具	16,164	24,962	16,982	8,660	48.1	50.9
	そ の 他	43,559	42,159	51,445	6,326	180.7	12.2
小 計		110,571	115,724	120,116	40,837	85.0	33.9
生活物資	主 食	22,752	24,410	21,608	15,340	69.7	70.9
	自 動 車	37,670	58,201	31,306	26,266	37.5	83.9
	プロパン	74,969	72,805	20,494	—	—	—
	灯 油	52,672	59,460	37,442	—	—	—
	鉍 油	116,094	123,288	29,794	—	—	—
	オ イ ル	815	915	213	—	—	—
	T B A	3,138	3,354	707	—	—	—
	ギ フ ト	65,321	58,452	56,839	—	—	—
	葬 祭	204,910	236,219	232,168	—	—	—
	そ の 他	108,136	106,021	96,089	90,095	78.3	93.7
小 計		686,481	743,129	526,665	131,702	63.6	25.0
買取購買取扱高合計		797,053	858,853	646,782	172,539	67.6	26.6
幹旋購買取扱高		117,465	33,360	40,426	4,310	6.1	10.6
購買取扱高合計		914,518	892,214	687,208	176,849	54.4	25.7

(注) 幹旋購買取扱高は全額が施設に係る取扱高です。

信用事業

1. 貯金

貯金残高は633億円、前年比99.2%となりました。年金振込者で構成されている年金友の会会員は本年度末1,233名となり、恒例行事である「年金友の会出前寄席」は組合員研修会と合同開催しました。

年金友の会出前寄席

落 語 瀧川 鯉斗
バイオリン漫談 マグナム小林
落 語 三遊亭小遊三



年金友の会出前寄席

2. 貸出金

県下統一キャンペーンや休日ローン相談会の展開により、マイカーローンについては25件4,880万円の実績となりました。

また、住宅ローンについては、新築を中心に25件5億1,320万円の実績となりました。

貯金、貸出金、預金および有価証券等の推移

(単位：千円、%)

区 分	24年度	25年度	26年度	本年度	計画比	前年比
貯 金	65,322,269	64,029,979	63,763,431	63,304,307	97.2	99.2
貸 出 金	12,715,138	12,222,239	11,761,799	11,480,712	97.5	97.6
預 金	45,215,387	44,087,747	44,482,752	44,752,206	96.0	100.6
有 価 証 券	9,098,894	8,980,314	8,699,784	8,308,716	103.4	95.5
国 債	2,458,740	2,528,498	3,129,817	3,300,677	132.1	105.4
そ の 他	6,640,154	6,451,816	5,569,967	5,008,038	90.5	89.9

共済事業

1. 長期共済

新契約目標額76億2,000万円に取り組み、LA（ライフアドバイザー）を中心に普及推進をすすめました。

また、年金共済新契約目標額2,400万円に取り組み、年度末の保有高は8億6,910万円でした。

一方、長期共済保有高は満期や保障内容の変更などによる減少もあり、1,682億8,288万円の保有高でした。

2. 短期共済

自動車共済と自賠責共済を重点に進め、自動車の新車販売台数の伸びはあったものの、保険業界の競争が激しく、自動車共済の契約件数は前年比97.9%、自賠責共済の契約件数は、前年比95.5%となりました。

また、複雑化する交通事故に専門体制で対応しました。

3. 共済金の支払状況

満期共済金は、1,901件10億2,882万円の支払をしました。

事故共済金は、827件4億9,510万円、前年金額比50.8%でした。

長期共済新契約高の推移

(単位：千円、%)

種 類	24年度	25年度	26年度	本年度	計画比	前年比
生命総合共済	2,124,478	7,220,742	4,312,926	2,343,268	51.8	54.3
終身共済	1,408,265	3,967,394	1,948,423	833,631	42.5	42.7
定期生命共済	-	3,000	5,000	5,000	-	100.0
養老生命共済	597,713	3,098,288	2,047,790	1,322,837	60.4	64.5
うちこども共済	199,000	261,700	133,000	160,500	110.6	120.6
医療共済	118,500	142,625	131,000	92,000	70.7	70.2
がん共済	-	-	-	-	-	-
介護共済	-	9,435	180,711	89,800	37.4	49.6
建物更生共済	15,490,200	4,143,600	3,263,230	3,395,710	109.5	104.0
長期共済計	17,614,678	11,364,342	7,576,156	5,738,978	75.3	75.7
年金共済(年金年額)	21,776	23,391	22,385	21,350	88.9	95.3

(注) 1. 金額は保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、介護共済は一時払介護共済の死亡給付金額)です。
2. 新契約高の医療共済は付加された定期特約金額等です。

長期共済保有高の推移

(単位：千円、%)

種 類	24年度	25年度	26年度	本年度	計画比	前年比
生命総合共済	82,978,314	81,933,028	78,379,760	74,196,105	99.2	94.6
終身共済	54,211,741	52,908,045	50,348,562	48,123,465	100.5	95.5
定期生命共済	98,500	36,500	41,500	39,000	97.5	93.9
養老生命共済	26,298,323	26,646,673	25,546,924	23,520,068	96.1	92.0
うちこども共済	4,799,700	4,890,400	4,830,900	4,764,900	99.9	98.6
医療共済	1,298,450	1,373,575	1,355,325	1,375,325	103.0	101.4
がん共済	102,500	94,500	92,500	89,000	98.8	96.2
定期医療共済	968,800	864,300	804,800	769,300	102.5	95.5
介護共済	-	9,435	190,147	279,947	127.2	147.2
建物更生共済	97,051,075	96,673,545	95,059,652	94,086,777	100.6	98.9
長期共済計	180,029,389	178,606,574	173,439,412	168,282,884	100.0	97.0
年金共済(年金年額)	1,039,619	956,318	903,863	869,105	101.7	96.1
共済付加収入	254,989	244,863	225,134	195,842	86.9	86.9

(注) 1. 金額(「共済付加収入」を除く)は保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済・定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む。)、介護共済は一時払介護共済の死亡給付金額)です。
2. 「共済付加収入」には医療共済・がん共済・定期医療共済(入院共済金額)、年金共済(年金年額)、介護共済(介護共済金額)の共済付加収入が含まれています。

短期共済新契約高の推移

(単位：千円、%)

種 類		24年度	25年度	26年度	本年度	計画比	前年比
掛	火災共済	9,432	9,471	9,846	9,307	80.2	94.5
	自動車共済	196,394	207,929	211,383	206,058	91.5	97.4
	傷害共済	686	709	693	641	71.2	92.4
	定額定期生命共済	83	83	90	57	-	63.4
金	賠償責任共済	176	201	220	233	-	105.5
	計	206,773	218,393	222,234	216,298	91.0	97.3
自賠責共済		2,138台	2,126台	2,178台	2,082台	87.4	95.5
共済付加収入		56,699	58,465	60,803	60,328	90.8	99.2

利用加工事業

1. 精米・製粉

精米事業は、3か所で年間157.6tのご利用をいただきました。また高峰の製粉機の利用は、年間で616kgでした。

2. 農産物加工所

地元の食材を使用した加工品を製造し年間の売上高は、13,614千円でした。

3. 農業機械

水稻春作業では延べ18.1ha、秋作業では延べ17.2haを行いました。またライスセンターでは、乾燥68.1t、粳すり80.5tを処理いたしました。

4. 農機サービスセンター

利用者への迅速な対応と設備の充実につとめ年間206件の利用がありました。

5. 荒茶工場

44,303kgの生葉の受け入れをし、10,428kgの荒茶に加工しました。

利用加工事業収支明細の推移

(単位：千円、%)

項 目		24年度	25年度	26年度	本年度	計画比	前年比
収	精米・製粉	3,421	3,288	3,063	2,919	81.0	95.2
	農産物加工所	-	9,604	13,870	13,614	93.7	98.1
	葬 祭	41,434	49,151	47,889	-	-	-
	農 業 機 械 ライスセンター	8,900	8,490	8,683	7,974	88.5	91.8
	農機サービスセンター	1,092	999	1,077	1,129	90.3	104.7
益	荒茶工場	-	-	4,902	6,093	25.0	124.2
	計	54,849	71,533	79,487	31,730	60.2	39.9
費	精米・製粉	307	329	374	300	93.7	80.1
	農産物加工所	-	8,987	12,534	13,200	95.0	105.3
	葬 祭	26,048	30,289	29,614	30	-	0.1
	農 業 機 械 ライスセンター	5,534	5,933	5,581	4,827	68.4	86.4
	農機サービスセンター	441	450	419	394	98.6	94.0
用	荒茶工場	-	-	3,675	3,471	32.8	94.4
	計	32,331	45,990	52,199	22,225	68.9	42.5
損 益 差 額		22,517	25,543	27,288	9,504	46.4	34.8

特別会計事業

1. 有線放送事業

平成27年8月31日をもって事業を廃止しました。

(1) 加入台数

(単位：台)

区 分	中津地区	高峰地区	愛川地区	本年度末合計	前年度末
一 般	24	41	—	65	1,453
特 殊	—	—	—	—	209
合 計	24	41	—	65	1,662

※平成28年2月29日現在

(2) 告知放送件数・放送回数

(単位：件、回)

放送種別	農協	役場	話題	企画	一般	臨時・緊急	定例	広告	その他	合計	前年度
件数	964	780	46	545	141	32	1,776	13	—	4,297	8,706
回数	2,943	2,217	48	734	406	43	2,028	23	—	8,442	17,214

※集計期間：平成27年3月1日から平成27年8月31日

(3) 有線放送事業収支明細の推移

(単位：千円、%)

項 目	24年度	25年度	26年度	本年度	計画比	前年比	
収 入	基本料	22,435	20,854	17,981	6,535	96.1	36.3
	放送料	52	32	52	18	112.8	34.1
	工事収入	853	902	892	300	—	33.6
	補助金	—	—	—	—	—	—
益	雑収入	—	—	—	—	—	—
	計	23,341	21,790	18,926	6,853	100.5	36.2
費 用	工事費	10,153	9,597	9,364	6,401	104.9	68.3
	事業管理費	11,733	10,735	8,708	5,245	54.4	60.2
	固定資産処分損	—	—	—	0	—	—
	計	21,886	20,333	18,072	11,646	74.0	64.4
損益差額	1,454	1,456	853	△4,792	53.8	—	

2. 育苗事業

水稻育苗センターは、6サイクル稼動10,692箱（53.4ha）の健苗の適期供給につとめました。

(1) 苗出荷の推移

(単位：箱、%)

種類	24年度	25年度	26年度	本年度	前年比
キヌヒカリ	5,837	5,649	5,279	4,907	92.9
コシヒカリ	3,040	3,566	3,941	4,130	104.7
さとじまん	1,278	1,129	1,189	725	60.9
喜寿モチ	677	605	649	749	115.4
はるみ	-	-	-	181	-
合計	10,832	10,949	11,058	10,692	96.6

※「はるみ」は水稻高度栽培研究会による試験栽培用に出荷したものです

(2) 育苗事業収支明細の推移

(単位：千円、%)

項目	24年度	25年度	26年度	本年度	計画比	前年比
収益	9,242	9,046	9,118	8,565	92.9	93.9
費用	7,653	7,046	6,879	7,044	90.6	102.3
損益差額	1,589	1,999	2,238	1,521	105.2	67.9

3. 宅地等供給事業

賃貸物件・売買物件の取り扱いをはじめ、アパート建築等、組合員の資産相談につとめました。

宅地等供給事業収支明細の推移

(単位：千円、%)

項目	24年度	25年度	26年度	本年度	計画比	前年比
収益	158	128	279	32	8.1	11.6
費用	248	287	248	272	95.1	109.7
損益差額	△ 89	△ 158	31	△239	-	-

2. 当該事業年度における事業の経過

総代会

年月日	事項
平成27年 5月23日	第33期（平成26年度）貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、注記表 および事業報告の承認について 定款及び定款附属書役員選任規程の一部変更について 信用事業規程の一部変更について 第9次協同活動強化3か年計画の設定について 第34期（平成27年度）事業計画の設定について 役員報酬の決定について 理事の補欠選任について

主な行事

(——は写真)



農業学園水稲栽培講習会



育苗センター初播種 祈願



茶葉刈取り作業



ふれあいゲートボール大会



かながわ旬菜ナビの収録

平成27年

3月

- 3日～ 組合員説明会
- 9日 田代出張所女性部総会
- 9日～13日 春肥料の配送
- 11日 菊の会講習会
- 24日 農業学園水稲栽培講習会
春日台出張所女性部総会
- 27日 半原支所女性部総会
- 中旬～ 茶樹の植栽（半原）
- 下旬～ 茶樹の植栽（峰）

4月

- 2日 半原支所女性部手芸教室
- 18日 組合員説明会
- 23日 育苗センター初播種
- 24日 女性部協議会総会
- 25日～ グリーンセンターあいかわ 2周年セール
- 27日 あおぞら総会
- 28日 中津地区座談会
- 29日 愛川町つつじまつり直売所出店
- 30日 高峰地区座談会

5月

- 1日 直売部会総会
愛川地区座談会
- 3日 愛川町農林まつり直売所出店
- 7日～ 町内各小学校種まき体験への協力
- 8日 青色申告部会総会
- 12日 水稲春作業安全講習会
- 13日～ 茶葉刈取り作業
- 17日 ふれあい田んぼ教室
- 23日 第33期通常総代会
- 24日 県下統一春の休日ローン相談会
- 30日 さつき展

6月

- 10日 第14回ふれあいゲートボール大会
- 18日～19日 年金友の会連絡協議会親睦旅行（草津温泉）
- 19日 FMヨコハマ「JA Fresh Market」収録
- 23日 愛川町長へ新茶を贈呈
- 25日～26日 年金友の会連絡協議会親睦旅行

7月

- 16日～17日 農業機械化部会視察研修（茨城県）
- 29日 ふれあい旬鮮市利用者視察研修会（山梨県）

8月

- 18日～19日 秋肥料の配送
- 20日 菊の会講習会
- 22日 県下統一夏の休日ローン相談会
- 26日 かながわ旬菜ナビ収録
- 31日 有線放送業務を廃止

9月

- 4日～5日 生産とくらし部会役員視察研修
14日 水稲秋作業安全講習会
27日 ふれあい田んぼ教室

10月

- 5日～6日 農業体験教室への協力
16日 組合員研修会・年金友の会出前寄席
25日 ふるさとまつり直売所等の出店
28日 年金友の会親睦旅行（田代）
30日 ふれあいサロンミニデイまつり

11月

- 4日 年金友の会親睦旅行（高峰）
4日～10日 第9回菊花展
7日 高峰支所クリーンハイキング
11日 第15回ふれあいゲートボール大会
12日～13日 廃棄農薬・廃ビニール類の回収
15日 ふれあいJAまつり
16日 菊の会視察研修（寒川神社）
17日 第68回神奈川県農協大会
20日 年金友の会親睦旅行（中津・春日台）
26日 年金友の会親睦旅行（半原）
27日 FMヨコハマ「JA Fresh Market」収録
28日 中津地区健康体操
愛川地区健康増進「歩け歩け」

12月

- 2日 平成27年産米集荷作業
3日 農産物共進会
11日 年金友の会税務研修会（中津）
16日 年金友の会お飾り作り（春日台）
17日 青色申告部会事務研修会
29日 窓口感謝イベント（半原支所）

平成28年

1月

- 8日 農業機械化部会安全祈願
窓口感謝イベント（中津支所）
14日 窓口感謝イベント（春日台出張所）
18日～ JA健康ふれあい館オープン
20日 青色申告部会決算事務研修会
20日～21日 愛川町内中学校職場体験学習受入れ
23日 新春の休日ローン相談会
25日～29日 女性組合員研修旅行（各地区）

2月

- 3日 窓口感謝イベント（田代出張所）
4日～5日 ジュエリー展
17日・24日 確定申告相談
20日 窓口感謝イベント（高峰支所）



水稲秋作業安全講習会



ふれあいサロンミニデイまつり



ふれあいJAまつり



農産物共進会



町内中学校職場体験学習の受入

理事会からの報告

年 月 日	事 項
平成27年	
3月2日	※臨時理事会 議案審議なし
3月17日	規定に従い専務理事に理事会開催権を付与することについて 職制規程の一部改正について 組合長決裁案件 その1～その45について 半原字野中耕作放棄地再生利用事業に係る国有財産有償貸付契約の締結について 抵当権の抹消、根抵当権の一部抹消について 根抵当権の一部抹消ならびに債権の充当について 第18回統一地方選挙の立候補予定者の推薦について 組合長事故あるときの職務代理について
3月30日	平成26年度決算書の提出について 平成26年度部門別損益計算書について 平成26年度資産査定の結果について 平成26年度剰余金処分案について 第9次協同活動強化3か年計画について 平成27年度事業計画の変更について 信用事業規程の一部変更について 信用供与等限度額の変更について 理事会運営規則の一部改正について 職制規程の一部改正について 組合員の出資口数減少申込（その1～その4）について 第33期（平成26年度）総代会の開催について 第33期（平成26年度）総代会の提出議案について 公共資金の貸出利率設定について 理事会決裁貸出金の条件変更について 借入金の最高限度について 平成27年度剰余金運用方針について 平成27年度コンプライアンスプログラム策定について JA県央愛川不祥事再発防止策の変更について JA県央愛川不祥事再発防止策の取組状況について 全ての業務及び部署における適切なコンプライアンス態勢の構築に向けた計画の変更について 全ての業務及び部署における適切なコンプライアンス態勢の構築に向けた計画の取組状況について 役員区分と人数について 全体組合員説明会の実施について
4月10日	平成26年度決算の変更について 平成26年度剰余金処分案の変更について 定款及び定款附属書役員選任規程の一部変更について 退任理事に対する慰労金の贈呈について 第33期（平成26年度）総代会の提出議案の変更について 組合員表彰について 農業法人あいかわ茶株式会社の取締役の選出について

年 月 日	事 項
4月23日	<p>農業法人あいかわ茶株式会社の定時株主総会の招集及び議題について 株式会社県央あいかわの取締役の選出について 株式会社県央あいかわの臨時株主総会の招集請求及び提出議案について 閲覧用議事録について 県央愛川農協代表理事の選任について 平成27年度事業計画の変更について 平成26年度ディスクロージャー誌について 第33期（平成26年度）通常総代会の提出議案の変更について 第33期（平成26年度）通常総代会特別決議の提案について 資産の償却・引当基準の一部変更について 職制規程の一部改正について 印章管理規程の一部変更について 貸出審査会運営要領の設定について 組合員の出資口数減少申込（その1～その3）について 愛川町社会福祉協議会評議員の推薦について 株式会社県央あいかわの定時株主総会招集及び議題について 金融円滑化にかかる対応期間の延長について 余裕金運用規程の一部改正について 理事会決裁貸出金について（その1） 理事会決裁貸出金について（その2） 神奈川県への不祥事件報告（第4報）について 全ての業務及び部署における適切なコンプライアンス態勢の構築に向けた計画の提出について JA県央愛川不祥事再発防止策の取組状況について</p>
4月27日	<p>産業廃棄物処理委託契約の締結について 専門委員会委員長の選出について</p>
5月8日	<p>理事の補欠選任について 役員退任慰労金の贈呈について</p>
5月25日	<p>組合長の選任について 専務理事の選任について 理事の担当業務の決定について 専門委員会委員長および副委員長の選任について 組合長事故あるときの理事会招集・代行順位の決定について 平成26年度（全期）自己監査の回答について 平成26年度業務報告について ヘルプライン運営要領の一部変更について 外部ヘルプライン新設に伴う顧問契約の変更契約書の締結について 資産査定規程の一部変更について JAあいかわケアセンター（介護予防訪問介護）運営規程の指定訪問介護の内容・利用料の一部改定について JAあいかわケアセンター運営規程の指定訪問介護の内容・利用料の一部改定について 信用業務手数料内規の一部変更について 組合員の出資口数減少申込（その1～その5）について JA県央愛川不祥事再発防止策の取組状況について 理事会決裁貸出金について 平成27年度上期延滞債権（貸出金）の処理方針について 平成27年度上期延滞債権（その他未収金）の処理方針について</p>

年 月 日	事 項
6月5日	平成27年度理事の報酬額決定について 刑事告訴を進めることについて 刑事告訴に伴う弁護士の選任について
6月24日	新責任調査委員会構成員の変更について 県央愛川農業協同組合企業年金規約の一部変更について 実務経験役員・員外監事・組織代表役員の定義と選出基準の一部変更について 新責任調査委員会設置要領の設定について 支所運営委員の委嘱について 組合員の出資口数減少申込（その1～その9）について 職員の夏期手当の支給について 全ての業務及び部署における適切なコンプライアンス態勢の構築に向けた計画書の提出について JA県央愛川不祥事再発防止策の取組状況について 個人情報に係る法違反又は法違反のおそれの事案に関する報告書の提出について（その1） 個人情報に係る法違反又は法違反のおそれの事案に関する報告書の提出について（その2） 平成28年度農林業施策・制度に関する国、県及び町に対する要望について 株式会社県央あいかわの臨時株主総会の招集及び議案について 産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書ならびに産業廃棄物処理委託契約書の締結について 平成27年度余裕金運用計画額および運用方針の一部変更について 平成27年度第2四半期余裕金の運用方針について 信用供与等限度額の変更について 理事会決裁貸出金について
7月24日	不祥事件の再発防止策に向けた取組の提出について オンライン端末機操作カード管理規程の一部変更について 役員選任の日程について 総代選挙日程について 外部出資（系統）について 組合員の出資口数減少申込（その1～その7）について 農業法人あいかわ茶株式会社の臨時株主総会の招集および議案について 農業法人あいかわ茶株式会社の平成27年度役員報酬額について 農業法人あいかわ茶株式会社の平成26年度（第1期）剰余金処分について 理事会決裁貸出金（その1）について 理事会決裁貸出金（その2）について
8月25日	県央愛川不祥事再発防止策の取組状況について 組織規程の一部改正について 新責任調査委員会設置要領の一部変更について JAあいかわケアセンター（介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス）運営規程の設定について JAあいかわケアセンター（介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス）運営規程の介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスの内容・利用料の改定について JAあいかわケアセンター運営規程の一部改正について JAあいかわケアセンター（介護予防訪問介護）運営規程の一部改正について 農産物検査業務規程の一部改正について 組合員の出資口数減少申込（その1～その6）について 有線放送業務の終了について 固定資産（StarOfficeサーバー・ファイルサーバー）の取得について JA県央愛川不祥事再発防止策の取組状況について

年 月 日	事 項
9月18日	<p>全ての業務及び部署における適切なコンプライアンス態勢の構築に向けた計画の提出について 不祥事件にかかる刑事告訴について 刑事告訴に係る委任契約の締結について 告訴状の提出について（その1） 告訴状の提出について（その2）</p>
9月28日	<p>平成27年度仮決算書の提出について 土地賃貸借契約の締結について 組合員の出資口数減少申込（その1～その4）について 平成27年度第3四半期余裕金運用方針について JA県央愛川不祥事再発防止策の取組状況について JA県央愛川不祥事再発防止策の変更について 全ての業務及び部署における適切なコンプライアンス態勢の構築に向けた計画の変更について 不祥事対応検討委員会の設置について 不祥事対応検討委員会委員の選任について 女性組織再編検討委員会の設置について 女性組織再編検討委員会委員の選任について</p>
10月23日	<p>理事会決裁貸出金について 神奈川県常例検査の回答について 平成27年度仮決算の変更について 平成27年度仮決算書に基づく半期開示について オンライン端末機操作カード管理規程の一部変更について 信用業務手数料内規の一部改正について 組合員の出資口数減少申込（その1～その8）について 有線放送事業廃止に伴う有線放送設備撤去費の計上について 農産物検査業務規程の一部改正について 年金振込口座指定者優遇定期貯金の取扱期間更新について 平成27年度上期延滞債権（貸出金）の処理方針の一部変更について 平成27年度下期延滞債権（貸出金）の処理方針について 理事会決裁貸出金について 根抵当権の全部抹消（根保証契約を含む）について JA県央愛川不祥事再発防止策の取組状況について 不祥事件の再発防止策に向けた取組の提出について 全ての業務及び部署における適切なコンプライアンス態勢の構築に向けた計画書の提出について 愛川町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会委員の推薦について 半原グラウンド（細野試験圃場）の耕作等に係る理事との契約の追認について</p>
11月26日	<p>平成27年度（上期）自己監査の回答について 職員年末手当の支給について 就業規則の一部変更について パートタイマー就業規則の一部変更について 余裕金運用にかかるリスク管理規程の一部改正について 社会保障・税番号（マイナンバー）制度を踏まえた「個人情報保護に関する規程類」の新設について 社会保障・税番号（マイナンバー）制度を踏まえた「個人情報保護に関する規程類」の一部改正について 組合員の出資口数減少申込（その1～その3）について JA県央愛川不祥事再発防止策の取組状況について 個人情報に係る法違反又は法違反のおそれの事案に関する報告書の提出について</p>

年 月 日	事 項
12月24日	理事会決裁貸出金について 株式会社県央あいかわの臨時株主総会の招集請求及び提出議案について 刑事告訴について 抵当権の抹消、根抵当権の一部抹消について 組合員の出資口数減少申込（その1～その3）について マスコミ対応等に関する委任契約の締結について JA県央愛川不祥事再発防止策の取組状況について 全ての業務及び部署における適切なコンプライアンス態勢の構築に向けた計画書の提出について 平成27年度第4四半期余裕金の運用方針について 抵当権の抹消、根抵当権の一部抹消について
1月14日	組織代表役員の選出基準について
1月27日	平成27年度JA全国監査機構期中改善指示に対する回答について 県央愛川農業協同組合情報セキュリティ基本方針の一部変更について 保護預り規程兼振替決済口座管理規程の一部改正について 組合員の出資口数減少申込（その1～その5）について JA県央愛川不祥事再発防止策の取組状況について 平成27年度下期延滞債権（貸出金）の処理方針の一部変更について 理事会決裁貸出金（条件変更）について 抵当権の抹消、根抵当権の一部抹消について
2月12日	組合員の質問状に対する回答内容について 施設整備工事契約入札実施要領の設定について 平成28年度事業計画について 平成28年度株式会社県央あいかわ事業計画について 平成28年度農業法人あいかわ茶株式会社事業計画について 株式会社県央あいかわの臨時株主総会招集及び議題について 農業法人あいかわ茶株式会社の臨時株主総会招集及び議題について 実務経験役員・員外監事候補者選考委員会の役員代表者選出について
2月23日	広報有線放送事業検討委員会規約の廃止について 組織代表役員の選出基準の一部変更について 役員の区分と人数について 資産グループの一部変更について 役員退職慰労金の不支給について（その1） 役員退職慰労金の不支給について（その2） 組合員の出資口数減少申込（その1～その6）について 職員年度末賞与の支給について 平成28年度内部監査計画について JAデイサービスセンターあいかわの建物使用賃借に係る建物償却費用等の実費負担についての覚書について デイサービスセンターあいかわの建物使用賃借に係る地下水設備費用の実費負担についての覚書について JAあいかわケアセンター訪問介護事業の休止ならびに休止届の提出について JA県央愛川不祥事再発防止策の取組状況について 全ての業務及び部署における適切なコンプライアンス態勢の構築に向けた計画書の提出について 平成27年度余裕金運用計画額ならびに平成27年度第4四半期の運用計画額の一部変更について その他有価証券（国債）の売却について 理事会決裁貸出金（条件変更）について

監事会からの報告

開催日	事項
平成27年	
3月 2日	購買品・貯蔵品の在庫監査
16日	第33期（平成26年度）決算事務監査
17日	第33期（平成26年度）決算事務監査
18日	第33期（平成26年度）決算事務監査
19日	第33期（平成26年度）決算事務監査
20日	第33期（平成26年度）決算事務監査
23日	第33期（平成26年度）決算事務監査
30日	不祥事再発防止策について
31日	第33期（平成26年度）決算事務監査
4月 3日	JA全国監査機構期末監査（延べ3日間）
9日	監査報告書および監査意見書について 平成26年度決算について
17日	監査報告書および監査意見書について
22日	監査報告書および監査意見書について 全国監査機構期末監査報告書について
	不祥事件の再発防止に向けた取組に係る報告（全ての業務及び部署における適切なコンプライアンス態勢の構築に向けた計画の実施報告）に対する監事意見書について
23日	監査報告書および監査意見書を理事会に報告
5月 8日	第1回 常勤理事との意見交換会
21日	特定監査（1日間）
25日	監事報酬額の決定について
6月 5日	特定監査実施報告書について
17日	特定監査実施報告書の理事会提出について
24日	要改善JA要綱・JAバンク基本方針に基づく「経営管理資料」のうち全中および農林中金が定める事項の報告に対する監事意見について
	不祥事件の再発防止に向けた取組に係る報告（全ての業務及び部署における適切なコンプライアンス態勢の構築に向けた計画の実施報告）に対する監事意見書について
25日	常勤監事随時監査（5日間）
7月 17日	常勤監事随時監査（3日間） 内部統制等にかかる指導要領・JAバンク基本方針に基づく「体制整備モニタリング報告」に対する監事意見について
	平成27年度JA全国監査機構監査計画概要書について
24日	第2回 常勤理事との意見交換会
8月 3日	平成27年度上期監事研修会
20日	常勤監事随時監査（5日間）
25日	平成27年度仮決算監査の運営について
	不祥事件の再発防止に向けた取組に係る報告（全ての業務及び部署における適切なコンプライアンス態勢の構築に向けた計画の実施報告）に対する監事意見書について
31日	仮決算現金監査、燃料油・灯油の在庫監査
9月 1日	購買品・貯蔵品の在庫監査

開催日	事項
2日	常勤監事随時監査（2日間）
15日	第34期（平成27年度）仮決算事務監査
16日	第34期（平成27年度）仮決算事務監査
17日	第34期（平成27年度）仮決算事務監査
18日	第34期（平成27年度）仮決算事務監査
29日	第34期（平成27年度）仮決算事務監査
30日	第34期（平成27年度）仮決算事務監査
10月 8日	監査報告書および監査意見書の作成
20日	監査報告書および監事意見書の作成 第3回 常勤理事との意見交換会
23日	検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告に対する監事意見書について 不祥事件の再発防止に向けた取組に係る報告（全ての業務及び部署における適切なコンプライアンス態勢の構築に向けた計画の実施報告）に対する監事意見書について 監査報告書および監査意見書を代表理事組合長へ提出 監査報告書および監査意見書を理事会に報告
11月 26日	全国監査機構期中監査改善指示書について
30日	常勤監事随時監査（5日間）
12月 16日	常勤監事随時監査（3日間）
24日	組合員からの情報提供受付窓口の周知について 平成27年度（上期）自己監査回答について 不祥事件の再発防止に向けた取組に係る報告（全ての業務及び部署における適切なコンプライアンス態勢の構築に向けた計画の実施報告）に対する監事意見書について
平成28年	
1月 13日	常勤監事随時監査（5日間）
14日	第4回常勤理事との意見交換会 平成28年度監事監査計画について 第34期（平成27年度）決算監査日程について
27日	JA全国監査機構期中改善指示書「Ⅲ.改善を要する事項」の回答書に対する監事意見について
2月 2日	平成27年度下期監事研修会
12日	平成27年度決算監査の運営等について 平成28年度監事監査計画（案）について
23日	不祥事件の再発防止に向けた取組に係る報告（全ての業務及び部署における適切なコンプライアンス態勢の構築に向けた計画の実施報告）に対する監事意見書について
29日	決算現金監査、燃料油・灯油の在庫監査

行政庁検査・中央会監査の実施状況

年 月 日	項 目
平成27年	
3月 2日	JA全国監査機構棚卸等監査
3月30日	JA全国監査機構期末監査（3日間）
5月11日	神奈川県初日検査（2日間）
6月16日	神奈川県常例検査（6日間）
9月15日	JA全国監査機構期中監査（8日間）
平成28年	
2月10日	JA全国監査機構自己査定監査（2日間）
2月29日	JA全国監査機構棚卸等監査

3. 財務・事業成績の推移

（単位：千円）

項 目	24年度	25年度	26年度	本 年 度
事 業 利 益	95,294	134,042	64,324	623
経 常 利 益	144,830	194,734	126,250	66,953
当 期 剰 余 金	103,464	138,520	34,073	51,107
総 資 産	71,409,877	70,180,800	70,049,735	69,558,689
純 資 産	5,579,992	5,683,453	5,670,913	5,776,799

（注）事業ごとの事業成績の推移は、「I-1-(2) 主要な事業活動と成果」に記載しています。

4. 単体自己資本比率

単体自己資本比率	23.97 %（平成28年2月29日現在）
----------	-----------------------

5. 対処すべき重要な課題

- (1) JAの特性を発揮した協同活動を基本に、組合員の意思を反映した組織運営につとめます。
- (2) 女性活動の活性化を図り、組合員の「生産、くらし、経営」を柱とする協同組合運動の基盤の充実をはかります。
- (3) 安全・安心な農産物の生産と供給につとめ、地産地消運動の拡大をはかります。
- (4) 地域農業振興の核となる農業施設の効率的な運用につとめます。
- (5) 本所・中津支所事務所周辺施設の整備をすすめます。
- (6) 地域活動の強化と高齢者福祉活動を推進し、次世代との関係強化および消費者との共存をはかり、地域社会への貢献を目指します。
- (7) 財務の充実・健全性の確保につとめ、経営の透明性向上および経営基盤の強化をはかります。
- (8) 組合員・地域住民に支援される事業展開につとめ、組織基盤の強化をはかります。
- (9) 役職員の更なるコンプライアンス意識の向上をはかり、不祥事件の再発防止策に取り組みます。

6. その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

平成27年8月31日をもって有線放送事業を廃止しました。また、平成28年4月30日をもって介護保険事業を廃止しました。

Ⅱ. 組合の運営組織の状況に関する事項

1. 総代会の開催状況及び重要な事項の議決状況並びに総代会議決事項の処理状況

通常総代会

平成27年5月23日13時より開催

総代会日現在総代数		350 名
出席総代数	本人	231 名
	代理人	10 名
	書面	34 名
	計	275 名
出席准組合員数		95 名
重要な議事及び議決事項		
第33期総代会議決事項	処 理 状 況	
第1号議案 第33期（平成26年度）貸借対照表、損益計算書、 剰余金処分案、注記表および事業報告の承認に ついて	剰余金処分については、議決に基づき出資配当・ 事業分量配当を5月25日に実施しました。	
第2号議案 定款及び定款附属書役員選任規程の一部変更 について	6月12日県知事より変更認可されました。	
第3号議案 信用事業規程の一部変更について	6月12日県知事より変更承認を受けました。	
第4号議案 第9次協同活動強化3か年計画の設定について	別記事業報告のとおり事業を実施しました。	
第5号議案 第34期（平成27年度）事業計画の設定について	別記事業報告のとおり事業を実施しました。	
第6号議案 役員報酬の決定について	支給実績については別記附属明細書のとおりです。	
第7号議案 理事の補欠選任について	原案どおり承認され、理事2名が同日就任しました。	

2. 組合員の状況

(1) 組合員数

(単位：人数、法人・団体数)

資格区分		前期末	増加	減少	当期末	
正組合員	個人	1,242	37	67	1,212	
	法人	農事組合法人	—	—	—	—
		その他の法人	14	—	—	14
	計	1,256	37	67	1,226	
准組合員	個人	3,765	98	85	3,778	
	農業協同組合	—	—	—	—	
	農事組合法人	—	—	—	—	
	その他の団体	10	3	1	12	
	計	3,775	101	86	3,790	
合計		5,031	138	153	5,016	

(2) 出資口数

(単位：口)

資格区分		前期末	増加	減少	当期末	
正組合員	個人	235,360	6,144	15,348	226,156	
	法人	農事組合法人	—	—	—	—
		その他の法人	1,850	—	—	1,850
	計	237,210	6,144	15,348	228,006	
准組合員	個人	317,184	6,871	13,876	310,179	
	農業協同組合	—	—	—	—	
	農事組合法人	—	—	—	—	
	その他の団体	793	90	80	803	
	計	317,977	6,961	13,956	310,982	
処分未済持分		1,770	2,165	1,960	1,975	
合計		556,957	15,270	31,264	540,963	
摘要：(1) 出資一口金額		1,000 円				
(2) 当期末払込済出資総額		540,963,000 円				

3. 役員の状況

役職名	氏名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当その他
代表理事組合長	八木 世高	常勤	有	(株)県央あいかわ代表取締役他
専務理事	矢後 清孝	〃	無	総務・指導経済担当
常務理事	倉田 資展	〃	〃	信用共済担当、実務経験者
理事	齋藤 増雄	非常勤	〃	
〃	沼田 彰	〃	〃	
〃	天利 秀夫	〃	〃	
〃	斉藤 尊	〃	〃	
〃	有賀 照男	〃	〃	アリガEオフィス代表
〃	高橋 喜美子	〃	〃	
〃	古座野 恵美子	〃	〃	
〃	山崎 隆一	〃	〃	
〃	馬場 正行	〃	〃	
代表監事	花上 満	〃		
監事	加藤 一男	〃		
〃	中村 義市	〃		
常勤監事	都甲 敏久	常勤		員外監事、実務経験者、(株)県央あいかわ監査役
理事	鈴木 俊雄	非常勤	無	平成27年9月22日退任

4. 職員の状況

(単位：人)

区分	前期末	当期末	当期末		増減
			うち男	うち女	
参事	1	1	1	-	-
管理職	42	46	40	6	4
一般職員	34	31	17	14	△3
(うち営農担当者)	(4)	(4)	(4)	(-)	-
(うち生活担当者)	(1)	(1)	(-)	(1)	-
計	77	78	58	20	1
嘱託・パート等	30	33	5	28	3
合計	107	111	63	48	4

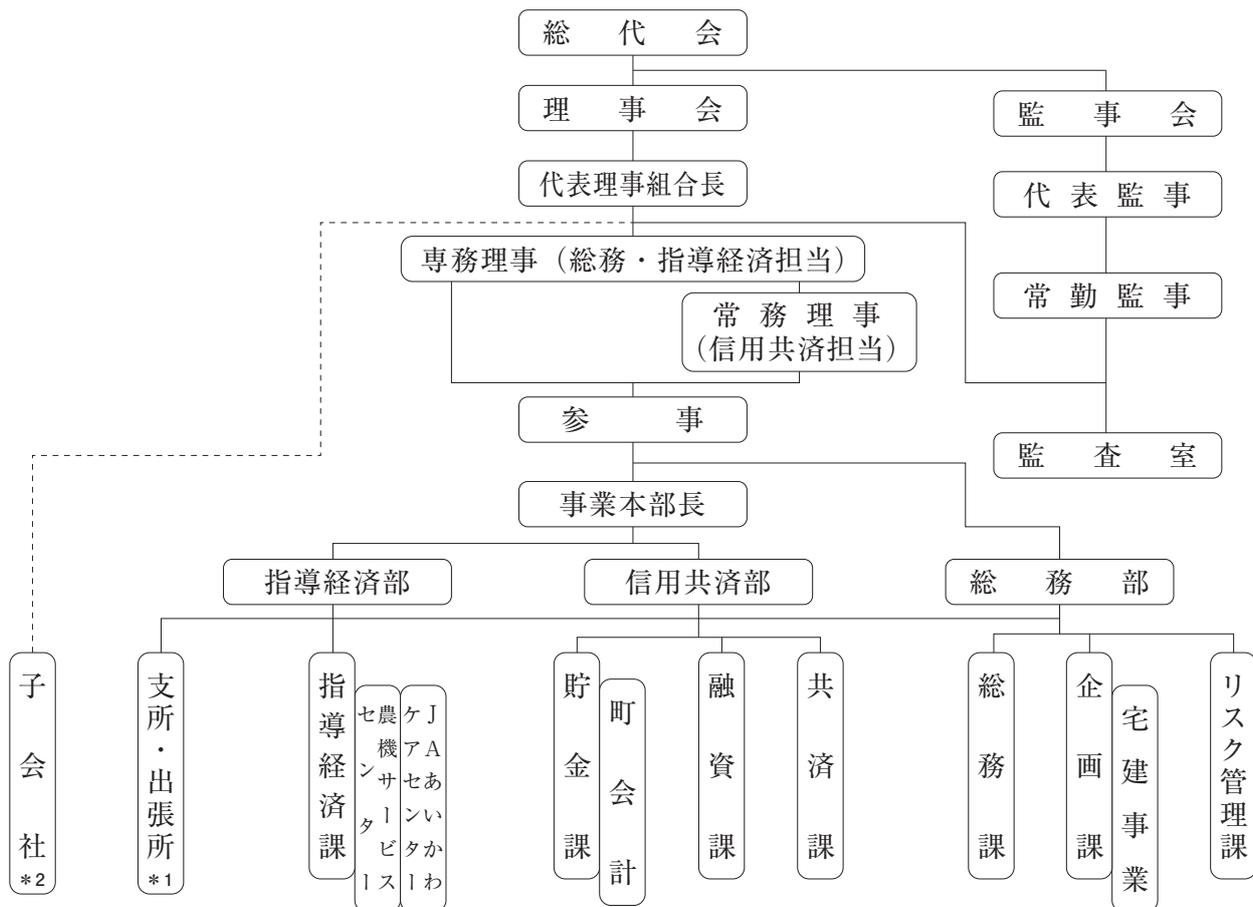
(注) 期末職員数には期末退職者は含みません。

5. 組織の構成

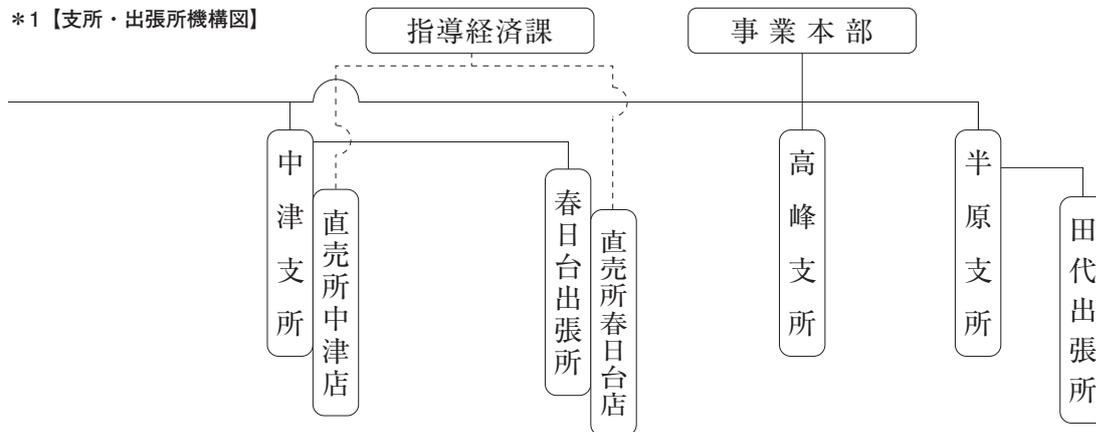
(1) 組合の機構

平成28年4月1日現在

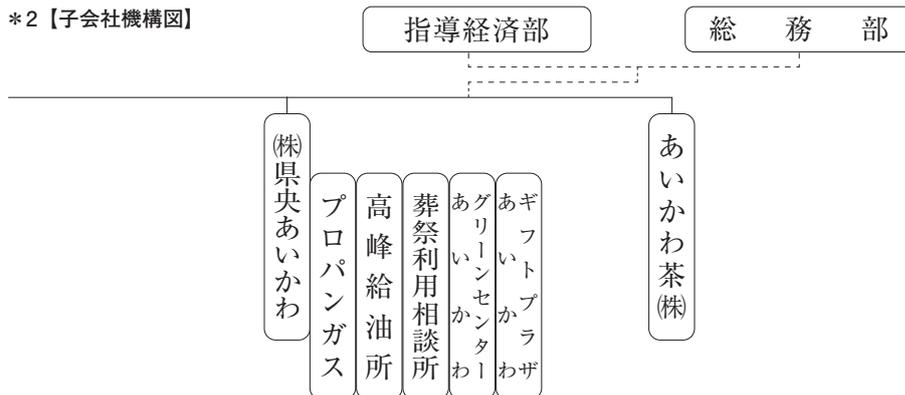
県央愛川農業協同組合機構図



*1【支所・出張所機構図】



*2【子会社機構図】



(2) 組合員組織

(単位：人)

組 織 名	人 数	組 織 名	人 数
生産とくらし部会連絡協議会	28	農産物直売部会	82
青色申告部会	83	茶生産部会	7
農業機械化部会	42	酪農部会	2
水稲高度栽培研究会	6	共済協力会	12
青 壯 年 部	15	葬祭協力会	18
年金友の会連絡協議会	5		

6. 施設の設置状況

(1) 主要な施設の名称及び所在地

種 別	名 称	所在地	備 考
事 務 所	本所	愛川町中津747	
事 務 所	事業本部	愛川町三増891	
事 務 所	中津支所	愛川町中津747	
事 務 所	春日台出張所	愛川町中津1716-1	
事 務 所	高峰支所	愛川町三増891	
事 務 所	半原支所	愛川町半原1526	
事 務 所	田代出張所	愛川町田代86-8	
事 務 所	プロパンガス	愛川町三増891	(株)県央あいかわ
事 務 所	JAあいかわケアセンター	愛川町半原4102	
事 務 所	グリーンセンターあいかわ	愛川町中津747	賃貸先・(株)県央あいかわ(平成27年3月1日)
事 務 所	ギフトプラザあいかわ	愛川町中津747	賃貸先・(株)県央あいかわ(平成27年3月1日)
事 務 所	葬祭利用相談所	愛川町中津747	賃貸先・(株)県央あいかわ(平成27年3月1日)
事 務 所	農機サービスセンター	愛川町三増891	
事 務 所	高峰給油所	愛川町三増891	賃貸先・(株)県央あいかわ
農産物直売所	ふれあい旬鮮市中津店	愛川町中津747	
農産物直売所	ふれあい旬鮮市春日台店	愛川町中津1716-1	補助金
農 業 施 設	水稲育苗センター	愛川町角田3167	補助金
農 業 施 設	ライスセンター	愛川町角田2427	補助金
農 業 施 設	荒茶工場	愛川町半原807-1	
農 業 倉 庫	高峰倉庫	愛川町三増891	補助金
農 業 倉 庫	角田倉庫	愛川町角田2427-3	補助金

(2) 特定信用事業代理業者の状況

① 代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代理業以外の主要業務
神奈川県信用農業協同組合連合会	横浜市中区海岸通1-2-2	農林水産金融業

② 代理業を営む営業所又は事業所数の推移

前期末	増加	減少	当期末
2	-	-	2

(3) 共済代理店の状況

① 共済代理店数の推移

前期末	増加	減少	当期末
16	-	-	16

7. 子会社の状況

	株式会社県央あいかわ	農業法人あいかわ茶(株)
区分	子会社	子会社
代表者名	八木世高	篠崎庄次
設立年月日	平成26年3月4日	平成26年3月4日
所在地	愛川町中津747番地	愛川町中津747番地
主な事業内容	石油製品・プロパンガス・農業用資材・葬祭・贈答品等の販売	茶園管理作業の受委託等
施設概要	3	1
資本金総額（発行済株式）	3,000万円（600株）	150万円（150株）
うち組合出資額（組合保有株数）	3,000万円（600株）	129万円（129株）
組合の議決権保有割合	100%	86%
当期純利益	18,352千円	739千円
役員数	2	4
うち組合役員との兼職者数	2	1
うち組合職員との兼職者数（出向者を含む）	-	-
職員数	7	1
うち組合からの出向職員（兼職者を含む）	7	1

第34期

(平成27年度)

貸借対照表

平成28年2月29日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	
(資産の部)		
1. 信用事業資産		64,623,716
(1) 現 金		156,958
(2) 預 金		44,752,206
系 統 預 金	44,727,968	
系 統 外 預 金	24,237	
(3) 有 価 証 券		8,308,716
国 債	3,300,677	
地 方 債	4,760,704	
政 府 保 証 債	247,334	
(4) 貸 出 金		11,480,712
(5) その他の信用事業資産		360,101
未 収 収 益	330,243	
そ の 他 の 資 産	29,858	
(6) 貸 倒 引 当 金		△ 434,978
2. 共済事業資産		69,062
(1) 共 済 貸 付 金		68,105
(2) 共 済 未 収 利 息		857
(3) その他の共済事業資産		99
3. 経済事業資産		40,897
(1) 経 済 事 業 未 収 金		4,835
(2) 経 済 受 託 債 権		1,513
(3) 棚 卸 資 産		34,407
購 買 品	3,106	
販 売 品	3,874	
そ の 他 の 棚 卸 資 産	27,427	
(4) その他の経済事業資産		157
(5) 貸 倒 引 当 金		△ 15
4. 雑資産		156,982
(1) 雑 資 産		157,058
(2) 貸 倒 引 当 金		△ 76
5. 固定資産		2,043,060
(1) 有 形 固 定 資 産		2,032,687
建 物	1,750,233	
機 械 装 置	391,633	
土 地	730,313	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	520,707	
減 価 償 却 累 計 額	△ 1,360,199	
(2) 無 形 固 定 資 産		10,372
6. 外部出資		2,624,970
(1) 外 部 出 資		2,624,970
系 統 出 資	2,485,510	
系 統 外 出 資	108,170	
子 会 社 等 出 資	31,290	
資 産 の 部 合 計		69,558,689

(単位：千円)

科 目	金 額	
(負債の部)		
1. 信用事業負債		63,388,282
(1) 貯 金	63,304,307	
(2) 借 入 金	1,138	
(3) その他の信用事業負債	82,837	
未 払 費 用	7,206	
そ の 他 の 負 債	75,631	
2. 共済事業負債		182,683
(1) 共済借入金	68,105	
(2) 共済資金	46,658	
(3) 共済未払利息	857	
(4) 未経過共済付加収入	67,015	
(5) その他の共済事業負債	46	
3. 経済事業負債		23,664
(1) 経済事業未払金	9,088	
(2) その他の経済事業負債	14,576	
4. 雑負債		46,064
(1) 未払法人税等	530	
(2) 資産除去債務	3,135	
(3) その他の負債	42,399	
5. 諸引当金		110,279
(1) 賞与引当金	19,040	
(2) 退職給付引当金	35,069	
(3) 役員退職慰労引当金	56,109	
(4) PCB撤去引当金	60	
6. 繰延税金負債		30,915
負債の部合計		63,781,889
(純資産の部)		
1. 組合員資本		5,653,715
(1) 出 資 金	540,963	
(2) 資 本 準 備 金	2,337	
(3) 利 益 剰 余 金	5,112,390	
利 益 準 備 金	1,298,000	
そ の 他 利 益 剰 余 金	3,814,390	
事業基盤強化積立金	1,409,111	
教 育 基 金	150,000	
都市農業振興基金	170,000	
情報化対策積立金	100,000	
中津支所事務所改修等・		
周辺施設整備事業積立金	150,000	
総合農業施設整備積立金	50,000	
特 別 積 立 金	1,276,149	
当期未処分剰余金	509,129	
(うち当期剰余金)	(51,107)	
(4) 処分未済持分	△ 1,975	
2. 評価・換算差額等		123,083
(1) その他有価証券評価差額金	123,083	
純資産の部合計		5,776,799
負債及び純資産の部合計		69,558,689

第34期 損益計算書

(平成27年度)

平成27年3月1日～平成28年2月29日

(単位：千円)

科 目	金 額	額
1. 事業総利益		865,508
(1) 信用事業収益		678,202
資金運用収益	617,745	
(うち預金利息)	(11,276)	
(うち有価証券利息)	(138,348)	
(うち貸出金利息)	(152,123)	
(うち受取奨励金)	(255,224)	
(うち受取事業分量配当金)	(60,771)	
(うちその他受入利息)	(2)	
役務取引等収益	34,058	
その他事業直接収益	18,909	
その他信用経常収益	7,487	
(2) 信用事業費用		72,358
資金調達費用	15,508	
(うち貯金利息)	(14,690)	
(うち給付補填備金繰入)	(293)	
(うち譲渡性貯金利息)	(45)	
(うち借入金利息)	(26)	
(うちその他支払利息)	(451)	
役務取引等費用	9,407	
その他信用経常費用	47,443	
(うち貸倒引当金繰入額)	(2,010)	
信用事業総利益		605,843
(3) 共済事業収益		269,733
共済付加収入	256,171	
共済貸付金利息	1,274	
その他の収益	12,288	
(4) 共済事業費用		15,427
共済借入金利息	1,274	
共済推進費	9,176	
その他の費用	4,976	
共済事業総利益		254,306
(5) 購買事業収益		172,894
購買品供給高	171,294	
(購買品供給高(値引控除前))	(172,539)	
(売上値引)	(△ 1,244)	
購買手数料	1,599	
(6) 購買事業費用		159,261
購買品供給原価	156,777	
その他の費用	2,483	
購買事業総利益		13,632
(7) 販売事業収益		19,756
販売品販売高	10,142	
販売手数料	8,833	
その他の収益	779	
(8) 販売事業費用		10,848
販売品販売原価	8,341	
その他の費用	2,506	
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	
販売事業総利益		8,907
(9) 加工事業収益		16,533
(10) 加工事業費用		13,500
加工事業総利益		3,032

(単位：千円)

科 目	金 額	
(11) 利用事業収益	15,196	
(12) 利用事業費用	8,724	
利用事業総利益		6,472
(13) 介護保険事業収益	5,734	
(14) 介護保険事業費用	4,745	
介護保険事業総利益		988
(15) 宅地等供給事業収益	32	
(16) 宅地等供給事業費用	272	
宅地等供給事業総損失		239
(17) 有線放送事業収益	6,853	
(18) 有線放送事業費用	11,646	
有線放送事業総損失		4,792
(19) 育苗事業収益	8,565	
(20) 育苗事業費用	7,044	
育苗事業総利益		1,521
(21) 農業経営事業収益	9,737	
(22) 農業経営事業費用	16,087	
農業経営事業総損失		6,350
(23) 指導事業収入	500	
(24) 指導事業支出	15,231	
指導事業収支差額		△ 14,730
(25) 教育事業費用	3,083	
教育事業総損失		3,083
2. 事業管理費		864,884
(1) 人件費	553,549	
(2) 業務費	99,256	
(3) 諸税負担金	43,236	
(4) 施設費	167,045	
(5) その他事業管理費	1,797	
事業利益		623
3. 事業外収益		86,769
(1) 受取雑利息	373	
(2) 受取出資配当金	46,168	
(3) 賃貸料	32,574	
(4) PCB撤去引当金戻入益	415	
(5) 貸倒引当金戻入益	135	
(6) 雑収入	7,103	
4. 事業外費用		20,439
(1) 寄付金	50	
(2) 賃貸費用	20,259	
(3) 雑損失	129	
経常利益		66,953
5. 特別利益		699
(1) 固定資産処分益	5	
(2) 一般補助金	694	
6. 特別損失		873
(1) 固定資産処分損	179	
(2) 固定資産圧縮損	694	
税引前当期利益		66,779
法人税、住民税及び事業税	530	
過年度法人税等還付税額	△ 7,632	
法人税等調整額	22,774	
法人税等合計		15,672
当期剰余金		51,107
当期首繰越剰余金		458,022
当期末処分剰余金		509,129

第34期 注記表

(平成27年度)

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券は償却原価法（定額法）。
- (2) 子会社株式は移動平均法による原価法。
- (3) その他有価証券のうち時価のあるものは期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。時価のないものは移動平均法による原価法。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）により償却しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

4. 引当金の計上基準

経理規程に基づき、それぞれ次のとおり計上しています。

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定められている資産自己査定基準及び経理規程、資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、貸倒実績率で算定した金額と租税特別措置法第57条の9第1項及び第2項により算定した金額のいずれか多い金額を計上しています。なお、この基準に基づき、当期は租税特別措置法第57条の9第1項及び第2項により算定した金額に基づき計上しています。

破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てています。

なお、すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査担当部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。

なお、当組合は職員数300人未満の小規模企業等に該当するため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」【企業会計基準適用指針第25号】により簡便法を採用しています。

会計基準変更時差異については、15年による按分額を発生年度から費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員 の 退任 に と も な う 慰 労 金 の 支 払 い に 備 え る た め 、 役 員 退 任 慰 労 金 規 程 に 基 づ く 期 末 要 支 給 額 を 計 上 し て い ま す 。

(5) PCB撤去引当金

撤去費用の見積り額を計上しています。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、平成21年2月28日以前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

平成21年3月1日以後に開始した取引については、平成19年3月30日付で改正された「リース取引に関する会計基準」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」によっています。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却しています。

7. 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、残高千円未満の勘定科目については「0」で表示しています。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 土地収用法を受けて、また国庫補助金の受領等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は694千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	圧縮記帳累計額	うち当期圧縮記帳額
土 地	12,227	—
建 物	30,709	—
建物附属設備	21,754	—
構 築 物	625	—
機 械 装 置	43,341	694
車両運搬具	4,659	—
器具・備品	691	—
合 計	114,008	694

2. 担保に供している資産について

愛川町との取引の担保として信連預金55,000千円を差し入れています。

県企業庁との取引の担保として信連預金1,000千円を差し入れています。

3. 子会社に対する金銭債権・債務の総額

子会社に対する金銭債権の総額 58千円

子会社に対する金銭債務の総額 62,349千円

4. 役員に対する金銭債権・債務の総額

役員に対する金銭債権の総額 —

役員に対する金銭債務の総額 —

5. 貸借対照表に計上した貸出金のうちリスク管理債権の金額は次のとおりです

(1) 貸出金のうち、破綻先債権額は2,325千円、延滞債権額は626,041千円です。

なお、破綻先債権とは、自己査定で破綻先に区分された債務者に対する貸出金のうち、会社更生、民事再生、破産などの申立のあった債務者、又は手形交換所から取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金をいいます。

また、延滞債権とは、自己査定で破綻先、実質破綻先、破綻懸念先に区分された債務者に対する貸出金のうち、破綻先債権に該当しないものをいいます。

(2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権に該当するものはありません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

(3) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権に該当するものはありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヶ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は628,367千円です。なお、これらの債権額は貸倒引当金控除前の金額です。

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

1. 子会社との取引高の総額

子会社との事業取引による取引高の総額および事業取引以外の取引による取引高の総額は次のとおりです。

子会社との取引による収益総額	23,399千円
うち事業取引高	1,176千円
うち事業取引以外の取引高	22,222千円
子会社との取引による費用総額	6,834千円
うち事業取引高	6,834千円
うち事業取引以外の取引高	- 千円

Ⅳ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域住民から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の住民や団体などへ貸付け、残った余裕金を神奈川県信用農業協同組合連合会やその他の金融機関へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

有価証券は、主に債券であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、総務部にリスク管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を

行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視し、ALMを基本に、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクの的確なコントロールに努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.05%上昇したものと想定した場合には、経済価値が5,365千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価等およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず、「(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品」に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預金	44,752,206	44,750,694	△1,511
有価証券			
満期保有目的の債券	6,806,683	7,628,640	821,956
其他有価証券	1,502,032	1,502,032	-
貸出金 (*1)	11,504,723		
貸倒引当金 (*2)	435,055		
貸倒引当金控除後	11,069,668	11,321,062	251,393
資 産 計	64,130,591	65,202,429	1,071,838
貯 金	63,304,307	63,302,632	△1,674
負 債 計	63,304,307	63,302,632	△1,674

(*1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金24,011千円を含めています。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場価格を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間にもとづく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは「(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等」の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (*)	2,624,970

(*) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	44,752,206	-	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-	-	-
満期保有目的の債券	1,100,000	100,000	900,000	400,000	200,000	4,100,000
その他有価証券のうち満期のあるもの	1,000	-	-	-	-	1,300,000
貸出金(*1、2)	1,892,518	1,243,550	1,058,840	991,607	962,042	4,837,476
合計	47,745,724	1,343,550	1,958,840	1,391,607	1,162,042	10,237,476

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 98,201千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等494,676千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	58,502,150	2,589,788	1,496,716	403,558	312,092	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

V. 有価証券に関する注記

1. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項

有価証券の時価および評価差額に関する事項は以下のとおりです。

①満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	2,604,540	3,050,642	446,101
	地方債	4,202,142	4,577,998	375,855
合 計		6,806,683	7,628,640	821,956

②その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	差 額 (*)
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	国 債	631,384	696,136	64,752
	地方債	499,983	558,562	58,578
	政府保証債	200,000	247,334	47,334
	合 計	1,331,367	1,502,032	170,665

(*) 上記差額から繰延税金負債 47,581千円を差し引いた額123,083千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券

当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

- (3) 当年度中に売却したその他有価証券
当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

国債	売却額	110,385千円	売却益	18,909千円
----	-----	-----------	-----	----------

- (4) 当年度中に保有目的が変更となった有価証券
当年度中に保有目的が変更となった有価証券はありません。

VI. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に関する事項

(1) 採用している退職給付制度の概要

当組合の退職給付制度は、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、(一財)神奈川県農業団体共済会との契約に基づく退職給付制度(確定拠出型)および全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付型年金制度を併用しています。

なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号)に基づき、簡便法により行っています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	(単位：千円)
期首における退職給付引当金	18,953
退職給付費用	27,617
退職給付の支払額	△252
確定給付型年金制度への拠出金	△11,249
期末における退職給付引当金	<u>35,069</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(単位：千円)
退職給付債務	273,810
年金資産	△242,075
	31,735
会計基準変更時差異の未処理額	3,333
退職給付引当金	<u>35,069</u>

(注) 退職給付債務の額は、(一財)神奈川県農業団体共済会の期末退職給付金額240,504千円を控除した金額としています。

(4) 退職給付に関する損益

	(単位：千円)
勤務費用	30,950
会計基準変更時差異の費用処理額	△3,333
退職給付費用	<u>27,617</u>

(注) (一財)神奈川県農業団体共済会への拠出金116千円は「退職共済掛金」で処理しています。

(5) 退職給付債務等の計算基礎

- ①退職給付債務の計算は、在籍する職員については退職給付に係る期末自己都合要支給額(年金制度移行部分を含む)をもって退職給付債務とし、年金受給者については年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務としています。
- ②会計基準変更時差異の処理年数は15年とし、当該期間均等額をもって費用処理しています。

2. 福利厚生費(人件費)には、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金6,504千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成27年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は104,186千円となっています。

VII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
退職給付引当金	9,777
個別貸倒引当金	20,611
役員退職慰労引当金	15,643
減損損失否認（土地）	27,781
賞与引当金	5,308
その他	7,683
繰延税金資産小計	86,804
評価性引当額	△ 67,013
繰延税金資産合計（A）	19,791
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△47,581
その他	△3,124
繰延税金負債合計（B）	△50,706
繰延税金負債の純額（A） + （B）	△30,915

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主要な項目別の内訳

法定実効税率	27.88%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.33%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.35%
事業分量配当等永久差異に該当する損金算入項目	△9.02%
住民税均等割	0.79%
評価性引当額の増減	4.87%
その他	2.95%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>23.47%</u>

附属明細書

第34期
(平成27年度) [平成27年3月1日から
平成28年2月29日まで] 附属明細書

I. 貸借対照表等の附属明細書

1. 組合員資本の明細

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加高	当期減少高	当期末残高
出 資 金	556,957	15,270	31,264	540,963
資 本 準 備 金	2,337	-	-	2,337
利 益 剰 余 金	5,093,943	411,107	392,659	5,112,390
利 益 準 備 金	1,298,000	-	-	1,298,000
その他利益剰余金	3,795,943	411,107	392,659	3,814,390
事業基盤強化積立金	1,159,111	250,000	-	1,409,111
教 育 基 金	150,000	-	-	150,000
都市農業振興基金	160,000	10,000	-	170,000
情報化対策積立金	100,000	-	-	100,000
中津支所事務所改修等・ 周辺施設整備事業積立金	100,000	50,000	-	150,000
総合農業施設整備積立金	-	50,000	-	50,000
特 別 積 立 金	1,276,149	-	-	1,276,149
当期末処分剰余金	850,682	51,107	392,659	509,129
処分未済持分	△1,770	△2,165	△1,960	△1,975
合 計	5,651,467	424,212	421,963	5,653,715

(注) 事業基盤強化積立金など目的積立金の積立目的等は、54ページの剰余金処分案の別表を参照願います。

2. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加高	当期減少高	当期末残高	当期償却額	減価償却累計額	
有形 固定 資産	建 物	1,747,683	2,550	-	1,750,233	54,081	741,465
	構 築 物	193,850	-	-	193,850	9,986	140,069
	機 械 装 置	401,085	6,718	16,171	391,633	56,589	196,429
	車 両 運 搬 具	68,193	5,409	1,594	72,008	2,523	67,302
	器 具 備 品	247,749	10,928	12,862	245,815	17,929	214,375
	土 地	730,313	-	-	730,313	-	-
	その他固定資産	9,032	-	-	9,032	236	556
	計	3,397,908	25,606	30,628	3,392,887	141,346	1,360,199
無形 固定 資産	ソフトウェア	13,231	-	2,859	10,372	2,859	-
	計	13,231	-	2,859	10,372	2,859	-
固定資産合計	3,411,140	25,606	33,487	3,403,259	144,206	1,360,199	

3. 外部出資の明細

(単位：千円)

出 資 先		当期首残高	当期増加高	当期減少高	当期末残高	
系 統 出 資	神奈川県信用農業協同組合連合会	1,787,620 (うち281,000)	106,000 (うち -)	106,000 (うち106,000)	1,787,620 (うち175,000)	
	神奈川県厚生農業協同組合連合会	41,200	-	-	41,200	
	農 林 中 央 金 庫	5,840	-	-	5,840	
	全国農業協同組合連合会	50,600	-	-	50,600	
	全国共済農業協同組合連合会	600,000	-	-	600,000	
	日本文化厚生農業協同組合連合会	250	-	-	250	
小 計		2,485,510 (うち281,000)	106,000 (うち -)	106,000 (うち106,000)	2,485,510 (うち175,000)	
系 統 外 出 資	株	(株)神奈川県農協情報センター	45,700	-	-	45,700
		神奈川県農協信用保証(株)	6,000	-	-	6,000
		(株)農協観光	1,000	-	-	1,000
		(株)エーコープ関東	20,000	-	-	20,000
		(株)神奈川県食肉センター	1,200	-	-	1,200
		(株)日本農業新聞	50	-	-	50
		カナケイ産業(株)	1,000	-	-	1,000
		(株)神奈川県農協茶業センター	650	-	-	650
		(株)ジェイエーアメニティーハウス	5,000	-	-	5,000
	その他	神奈川県農業信用基金協会	27,570	-	-	27,570
小 計		108,170	-	-	108,170	
子 会 社 等 出 資	株	(株)県央あいかわ	30,000	-	-	30,000
		あいかわ茶(株)	1,290	-	-	1,290
	小 計		31,290	-	-	31,290
合 計		2,624,970 (うち281,000)	106,000 (うち -)	106,000 (うち106,000)	2,624,970 (うち175,000)	

(注) () 書きは回転出資金です。

4. 引当金等の明細

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加高	当期減少高		当期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	433,195	435,070	-	433,195	435,070
一般貸倒引当金	35,668	34,765		35,668	34,765
うち信用事業	35,541	34,673		35,541	34,673
うち購買事業	28	9		28	9
うち販売事業	1	1		1	1
うちその他事業	14	4		14	4
うち事業外	83	76		83	76
個別貸倒引当金	397,526	400,305	-	397,526	400,305
うち信用事業	397,427	400,305	-	397,427	400,305
うち購買事業	99	-	-	99	-
うち販売事業	-	-	-	-	-
うちその他事業	-	-	-	-	-
うち事業外	-	-	-	-	-
賞与引当金	26,431	19,040	26,431	-	19,040
退職給付引当金	18,953	27,617	11,501	-	35,069
役員退職慰労引当金	50,290	5,819	-	-	56,109
有線放送施設設備撤去引当金	82,564	-	82,564	-	-
PCB撤去引当金	723	60	247	475	60
合 計	612,158	487,608	120,745	433,670	545,350

(注) 貸倒引当金・PCB撤去引当金の目的使用以外の当期減少高は、経理規程に基づく全額洗替によるものです。

5. 子会社との間の取引並びに子会社に対する金銭債権及び金銭債務の明細

(1) 子会社との取引の明細

(単位：千円)

区分	会社名	取引内容	収益総額	費用総額	摘要
子会社	(株)県央あいかわ	信用事業	235	-	振込手数料
		共済事業	16	-	共済付加収入
		購買事業	-	6,834	燃料代他
		その他	22,222	-	賃貸料
		計	22,474	6,834	
	農業法人 あいかわ茶(株)	農業経営事業	924	-	機械賃貸料
		計	924	-	
合 計			23,399	6,834	

(2) 子会社に対する金銭債権及び金銭債務の明細

(単位：千円)

区分	会社名	取引内容	金銭債権			金銭債務		
			当期首残高	当期末残高	当期増減額	当期首残高	当期末残高	当期増減額
子会社	(株)県央あいかわ	貯金	-	-	-	14,773	58,950	44,176
		購買未収金	-	58	58	-	-	-
		計	-	58	58	14,773	58,950	44,176
	農業法人 あいかわ茶(株)	貯金	-	-	-	2,981	3,399	417
		計	-	-	-	2,981	3,399	417
合	計		-	58	58	17,754	62,349	44,594

6. 役員との間の取引等の明細

(単位：千円)

役職等	取引区分及び金額		摘要
	取引の区分	取引金額	
理事(2名)	金銭の貸付	当期取引金額	-
		当期首残高	32,949
		当期末残高	-
		当期増減額	△ 32,949

(注) 上記の取引条件およびその決定方法につきましては、他の取引先と同様の条件によっています。

7. 事業管理費の明細

(単位：千円)

損益計算書科目	内 訳 科 目	金 額
人 件 費	役 員 報 酬	46,551
	給 料 手 当	457,911
	うち賞与引当金繰入	19,040
	福 利 厚 生 費	83,607
	退 職 共 済 掛 金	116
	退 職 給 付 費 用	27,617
	役 員 退 職 慰 労 金	5,819
	うち役員退職慰労引当金繰入	5,819
	出 向 負 担 金 受 入 額	△ 68,074
		計
業 務 費	会 議 費	3,159
	接 待 交 際 費	1,197
	宣 伝 広 告 費	535
	通 信 費	7,321
	印 刷 ・ 消 耗 品 費	11,933
	図 書 ・ 研 修 費	2,326
	事 務 委 託 費	68,846
	旅 費	3,936
		計
諸 税 負 担 金	租 税 公 課	30,351
	支 払 賦 課 金	11,990
	分 担 金	894
	計	43,236
施 設 費	減 価 償 却 費	124,910
	保 守 修 繕 費	13,801
	保 険 料	7,885
	水 道 光 熱 費	10,065
	賃 借 料	1,666
	消 耗 備 品 費	688
	施 設 管 理 費	7,960
	そ の 他 施 設 費	67
	計	167,045
その他事業管理費		1,797
合 計		864,884

8. 事業別の明細

(1) 信用事業

①貯金

(単位：千円)

種 類	当 期 末 残 高
当 座 性 貯 金	32,426,722
定 期 貯 金	30,011,464
定 期 積 金	866,120
計	63,304,307

②貸出金

(単位：千円)

種 類	当 期 末 残 高
手 形 貸 付 金	392,100
証 書 貸 付 金	8,590,410
当 座 貸 越	98,201
金 融 機 関 貸 付	2,400,000
計	11,480,712

(2) 共済事業

①長期共済新契約高

(単位：千円)

種 類	金 額
生 命 総 合 共 済	2,343,268
終 身 共 済	833,631
定 期 生 命 共 済	5,000
養 老 生 命 共 済	1,322,837
う ち こ ど も 共 済	160,500
医 療 共 済	92,000
介 護 共 済	89,800
建 物 更 生 共 済	3,395,710
長 期 共 済 合 計	5,738,978

(注) 金額は保障金額（医療共済の保障金額は付加された定期特約金額等、介護共済は一時払介護共済の死亡給付金額）です。

②長期共済保有高

(単位：千円)

種 類	金 額
生 命 総 合 共 済	74,196,105
終 身 共 済	48,123,465
定 期 生 命 共 済	39,000
養 老 生 命 共 済	23,520,068
うち こども共済	4,764,900
医 療 共 済	1,375,325
が ん 共 済	89,000
定 期 医 療 共 済	769,300
介 護 共 済	279,947
建 物 更 生 共 済	94,086,777
長 期 共 済 合 計	168,282,884
共 済 付 加 収 入	195,842

- (注) 1. 金額(「共済付加収入」を除く)は保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済・定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む。)、介護共済は一時払介護共済の死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額)です。
2. 「共済付加収入」には医療共済・がん共済・定期医療共済(入院共済金額)、年金共済(年金年額)、介護共済(介護共済金額)の共済付加収入が含まれています。

③医療系共済の入院共済金額新契約高

(単位：千円)

種 類	金 額
医 療 共 済	752
が ん 共 済	50
定 期 医 療 共 済	15
合 計	817

(注) 金額は入院共済金額です。

④医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	金 額
医 療 共 済	7,357
が ん 共 済	1,140
定 期 医 療 共 済	1,350
合 計	9,847

(注) 金額は入院共済金額です。

⑤介護共済の介護共済金額新契約高

(単位：千円)

種 類	金 額
介 護 共 済	135,865

(注) 金額は介護共済金額です。

⑥介護共済の介護共済金額保有高

(単位：千円)

種 類	金 額
介 護 共 済	426,703

(注) 金額は介護共済金額です。

⑦年金共済の年金新契約高

(単位：千円)

種 類	金 額
年 金 共 済	21,350

(注) 金額は年金年額(利率変動型年金にあっては、最低保証年金額)です。

⑧年金共済の年金保有高

(単位：千円)

種 類	金 額
年 金 開 始 前	453,936
年 金 開 始 後	415,168
合 計	869,105

(注) 金額は年金年額(利率変動型年金にあっては、最低保証年金額)です。

⑨短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類		金 額
掛 金	火 災 共 済	9,307
	自 動 車 共 済	206,058
	傷 害 共 済	641
	定 額 定 期 生 命 共 済	57
	賠 償 責 任 共 済	233
	自 賠 責 共 済	48,834
合 計		265,133
共 済 付 加 収 入		60,328

(3) 購買事業

(単位：千円)

品 目		当 期 取 扱 高
生 産 資 材	肥 料	10,505
	飼 料	7,065
	農 薬	8,278
	農 機 具	8,660
	そ の 他	6,326
小 計		40,837
生 活 物 資	主 食	15,340
	自 動 車	26,266
	そ の 他	90,095
小 計		131,702
買 取 購 買 取 扱 高 合 計		172,539
幹 旋 購 買 取 扱 高		4,310
購 買 取 扱 高 合 計		176,849

(注) 幹旋購買取扱高は全額が施設に係る取扱高です。

(4) 販売事業

(単位：千円)

品 目	区 分	当 期 取 扱 高
米	買 取	8,426
青 果 物	買 取	1,716
	受 託	52,349
そ の 他	受 託	14,080
合 計	買 取	10,142
	受 託	66,430
	計	76,572

(5) 指導事業・教育基金事業

①指導事業

(単位：千円)

項 目		金 額
収 入	指 導 補 助 金	500
	計	500
支 出	営 農 改 善 費	1,542
	農 政 活 動 費	192
	生 活 文 化 費	1,290
	教 育 情 報 費	2,967
	組 織 育 成 費	8,689
	そ の 他 指 導 費 用	548
	計	15,231
	差 引	△ 14,730

②教育基金事業

(単位：千円)

項 目	金 額
組 合 員 教 育	1,276
生 産 と く ら し 部 会 員 教 育	1,200
ス ポ ー ツ 活 動	92
職 員 教 育	515
合 計	3,083

(注) 教育基金積立額に対する運用益37千円を活用して実施しました。

II. 事業報告の附属明細書

1. 役員に対する報酬等

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬等支払額	総代会で定められた報酬等限度額
理 事	35,216	35,447
監 事	11,335	11,336
合 計	46,551	46,783

2. 役員等の兼職・兼業の状況

役 職 名	氏 名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	兼職先名又は兼業事業名	兼職等先での役職名
代表理事組合長	八木 世高	常 勤	有	(株)県央あいかわ 農業法人あいかわ茶(株) (株)神奈川県農協茶業センター 神奈川県茶業振興協議会 神奈川県農業信用基金協会 愛川町農業委員会 農 業	代 表 取 締 役 取 締 役 取 締 役 理 事 事 員 理 委 -
専務理事	矢後 清孝	常 勤	無	カナケイ産業(株) 農 業	取 締 役 -
常務理事	倉田 資展	常 勤	無	神奈川県協同健康保険組合 農 業	理 事 -

剰余金処分案

第34期（平成27年度）剰余金処分案

（単位：円）

科 目	金 額
1. 当期末処分剰余金	509,129,513
2. 剰余金処分量	139,772,917
(1) 任意積立金	110,000,000
① 都市農業振興基金	(10,000,000)
② 中津支所事務所改修等・周辺施設整備事業積立金	(50,000,000)
③ 総合農業施設整備積立金	(50,000,000)
(2) 出資配当金	8,178,823
(3) 事業分量配当金	21,594,094
3. 次期繰越剰余金	369,356,596

- (注) 1. 出資配当は年1.5%の割合です。
2. 事業の利用分量に対する配当金の基準及び内訳は次のとおりです。
- | | | |
|-------------------------|-------|-------------|
| (1) 定期貯金・積立定期貯金平均残高に対して | 0.08% | 20,449,061円 |
| (2) 定期積金平均残高に対して | 0.08% | 503,133円 |
| (3) 年間購買売上に対して | 0.6% | 641,900円 |
- (ただし、配当金額の100円未満については切り捨てます。)
3. 任意積立金における目的積立金の種類および積立目的、積立目標額、取崩基準等は別表のとおりです。
4. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額20,000千円が含まれています。

以 上

<別表>

種 類	積立目的	積立目標額	積立基準	取崩基準
事業基盤強化積立金	組合の事業および経営の改善発達のための支出にあてる。	2,099,812,796円	期末総資産残高の3.0/100を上限として積立てる。	新たな事業機能への対応、組合員サービス・体制の充実等への支出のほか、理事会の議決によって必要と認めた範囲内で相当額を取崩す。
教育基金	組合員および役職員に対する教育活動を促進するため、運用益によってその財源を確保する。	150,000,000円	目標額に達するまで、每期継続して剰余金の中から計画的に積立てる。	総(代)会の議決により取崩す。
都市農業振興基金	農業後継者の育成や農地の有効利用等、農業経営基盤を強化するため、運用益によってその財源を確保するとともに、農業生産資材価格高騰の支援対策に必要な資金を計画的に準備する。	300,000,000円	目標額に達するまで剰余金処分の方法により計画的に積立てる。	総(代)会の議決により取崩す。ただし緊急性を要する農業生産資材価格高騰の支援対策に充てる場合は、支援として支出した額の範囲内において理事会の議決により取崩すことができる。
情報化対策積立金	情報システムの開発・活用と既存システムの再構築など総合的情報化に対応するための資金を計画的に準備する。	100,000,000円	目標額に達するまで剰余金処分の方法により計画的に積立てる。	情報化関連支出で緊急性を要する場合、理事会の議決により取崩す。
中津支所事務所改修等・周辺施設整備事業積立金	中津支所事務所改修等・周辺施設整備事業に必要な資金を計画的に準備する。	200,000,000円	目標額に達するまで剰余金処分の方法により計画的に積立てる。	目標額が達成し、かつ中津支所事務所の改修等及び周辺の施設整備がされたとき理事会の議決により取崩す。
総合農業施設整備積立金	総合農業施設の建設に伴う固定資産を取得するために必要な資金を計画的に準備する。	300,000,000円	目標額に達するまで剰余金処分の方法により積立てる。	総合農業施設を取得した年度にその全額を理事会の議決により取崩す。

(注) 本年度の剰余金処分により積立を行う目的積立金以外の目的積立金についても併せて記載しています。

独立監査人の監査報告書

県央愛川農業協同組合
理事会 御中

平成28年4月20日

全国農業協同組合中央会
監査委員長 佐藤 正典 印

本会は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第7条の規定によりなお従前の例によるものとされた改正前の法第37条の2第1項の規定に基づき、県央愛川農業協同組合の平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第34期（平成27年度）の農業協同組合法第36条第2項に定める書類、すなわち事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記表並びに附属明細書について監査を行った。

決算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、法令及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して決算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない決算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

本会の責任は、本会が実施した監査に基づいて、独立の立場から決算書類に対する意見を表明することにある。本会は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づいて定めた「農業協同組合中央会監査基準」に準拠して監査を行った。監査の基準は、本会に決算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、決算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続は、本会の判断により、不正又は誤謬による決算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、本会は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、決算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての決算書類の表示を検討することが含まれる。

本会は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

監査の結果、本会の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書は、法令及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該決算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 剰余金処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い組合の状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

組合と監査に従事した監査士との間には、全国農業協同組合中央会監査規程の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

この監査報告書は原本と相違ありません。

監査報告書

私たち監事は、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの平成27年度（第34期事業年度）の理事の職務の執行を監査しました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事は、J A監事監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画、監査の方法、監査業務の分担等を定め、理事、内部監査部門その他使用人及びその他監事が適切に職務を遂行するに当たり必要と判断した者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行状況について報告を聴取し、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本所及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役、監査役及びその他使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、全国農業協同組合中央会から「独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項」及び「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」について通知及びその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、全国農業協同組合中央会が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、監査報告の内容の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、事業報告、貸借対照表、損益計算書、注記表、剰余金処分案及び附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

- (1) 全国農業協同組合中央会の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 剰余金処分案は、組合財産の状況その他の事情に照らして指摘すべき事項は認められません。
- (3) 理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 全国農業協同組合中央会の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関し指摘すべき事項は認められません。

平成28年4月22日

県 央 愛 川 農 業 協 同 組 合

代表監事	花 上 満	ⓐ
監 事	加 藤 一 男	ⓑ
監 事	中 村 義 市	ⓒ
常勤監事	都 甲 敏 久	ⓓ

常勤監事 都甲敏久は農協法第30条12項に定める員外監事です。
この監査報告書は原本と相違ありません。

部門別損益計算書

第34期（平成27年度）部門別損益計算書

（単位：千円）

区 分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	う ち 生 活 購 買 事 業	営 農 指 導 事 業	共 通 管 理 費 等
事業収益 ①	1,203,740	678,202	269,733	102,800	152,727	143,451	276	
事業費用 ②	338,232	72,358	15,427	90,313	156,200	130,611	3,931	
事業総利益③=①-②	865,508	605,843	254,306	12,486	△ 3,472	12,840	△ 3,655	
事業管理費 ④	864,884	422,838	191,233	128,651	78,614	34,118	43,547	
（うち減価償却費⑤）	(124,910)	(67,228)	(27,039)	(18,274)	(8,154)	(5,157)	(4,214)	
（うち人件費⑤'）	(553,549)	(263,151)	(127,462)	(78,254)	(54,033)	(22,131)	(30,647)	
※うち共通管理費⑥		167,480	69,702	27,472	13,894	7,393	9,119	△ 287,668
（うち減価償却費⑦）		(65,236)	(27,150)	(10,700)	(5,412)	(2,879)	(3,552)	(△ 112,052)
（うち人件費⑦'）		(62,639)	(26,069)	(10,274)	(5,196)	(2,765)	(3,410)	(△ 107,591)
事業利益 ⑧=③-④	623	183,005	63,072	△ 116,164	△ 82,087	△ 21,278	△ 47,202	
事業外収益 ⑨	86,769	57,001	22,374	4,023	2,035	1,082	1,335	
※うち共通分 ⑩		23,165	11,574	4,023	2,035	1,082	1,335	△ 42,133
事業外費用 ⑪	20,439	11,235	5,613	1,955	987	525	647	
※うち共通分 ⑫		11,235	5,613	1,951	987	525	647	△ 20,435
経常利益⑬=⑧+⑨-⑪	66,953	228,770	79,833	△ 114,096	△ 81,039	△ 20,721	△ 46,514	
特別利益 ⑭	699	2	1	694	0	0	0	
※うち共通分 ⑮		2	1	0	0	0	0	△ 5
特別損失 ⑯	873	480	239	83	42	22	27	
※うち共通分 ⑰		480	239	83	42	22	27	△ 873
税引前当期利益 ⑱=⑬+⑭-⑯	66,779	228,293	79,594	△ 113,485	△ 81,081	△ 20,743	△ 46,542	
営農指導事業分配額 ⑲		33,757	12,785	-	-	-	△ 46,542	
営農指導事業分配後 税引前当期利益 ⑳=⑱-⑲	66,779	194,536	66,809	△ 113,485	△ 81,081	△ 20,743		

（注） 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

（1） 共通管理費 事業総利益割50%・人頭割50%

（2） 営農指導事業 事業利益割り

2. 配賦割合（1.の配賦基準で算出した配賦割合）

区 分	信 用 事 業	共 済 事 業	農 業 関 連 事 業	生 活 そ の 他 事 業	う ち 生 活 購 買 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共通管理費等	58.2%	24.2%	9.5%	4.8%	2.5%	3.1%	100%
営農指導事業	72.5%	27.4%	-	-	-		100%

定款及び定款附属書役員選任規程の一部変更について(第2号議案)

(変更理由)

平成28年4月1日施行の農業協同組合法の改正に伴い、模範定款例および定款附属書役員選任規程例が変更されたことから、当組合の定款、定款附属書役員選任規程の一部を下記の通り変更いたしたい。

また、平成27年8月31日をもって有線放送電話に関する事業を廃止したことから、当組合の定款の組合員のために行う事業から、当該事業を下記の通り削除いたしたい。

定款新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

変 更 案	現 行
第1条～第6条 (略)	第1条～第6条 (略)
(事業)	(事業)
第7条 この組合は、組合員のために次に掲げる事業を行う。	第7条 この組合は、組合員のために次に掲げる事業を行う。
(1)～(8) (略)	(1)～(8) (略)
(9) 組合員の生産する物資の運搬、加工、保管又は販売	(9) 組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販売
<u>(削除)</u>	<u>(10) 農業倉庫業法に基づく農業倉庫事業</u>
<u>(削除)</u>	<u>(11) 有線放送電話に関する事業</u>
<u>(10) 農村工業に関する施設</u>	<u>(12) 農村工業に関する施設</u>
<u>(11) 共済に関する施設</u>	<u>(13) 共済に関する施設</u>
<u>(12) 共栄火災海上保険株式会社の業務の代理又は事務の代行</u>	<u>(13) 共栄火災海上保険株式会社の業務の代理又は事務の代行</u>
<u>(13) 医療に関する施設</u>	<u>(14) 医療に関する施設</u>
<u>(14) 老人の福祉に関する施設</u>	<u>(15) 老人の福祉に関する施設</u>
<u>(15) 農村の生活及び文化の改善に関する施設(旅行に関するものを除く。)</u>	<u>(16) 農村の生活及び文化の改善に関する施設(旅行に関するものを除く。)</u>
<u>(16) 旅行に関する施設</u>	<u>(17) 旅行に関する施設</u>
<u>(17) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結</u>	<u>(18) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結</u>
<u>(18) 組合員の委託を受けて行うその所有に係る転用相当農地等(農地その他の土地で農業以外の目的に供されることが相当と認められるものをいう。以下同じ。)の売渡し若しくは貸付け(住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。)又は区画形質の変更の事業</u>	<u>(19) 組合員の委託を受けて行うその所有に係る転用相当農地等(農地その他の土地で農業以外の目的に供されることが相当と認められるものをいう。以下同じ。)の売渡し若しくは貸付け(住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。)又は区画形質の変更の事業</u>
<u>(19) 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の借入れ及びその借入れに係る土地の貸付け(その借入れに係る土地の区画形質を変更して、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地の貸付け又は当該施設の売渡し若しくは貸付けを含む。)の事業</u>	<u>(20) 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の借入れ及びその借入れに係る土地の貸付け(その借入れに係る土地の区画形質を変更して、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地の貸付け又は当該施設の売渡し若しくは貸付けを含む。)の事業</u>
<u>(20) 組合員からのその所有に係る転用相</u>	<u>(21) 組合員からのその所有に係る転用相</u>

変 更 案	現 行
<p>当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付け（その買入れに係る土地の区画形質を変更して、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）の事業</p> <p>(21) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項に規定する特定農地貸付け</p> <p>(22) 手形の割引</p> <p>(23) 内国為替取引</p> <p>(24) 債務の保証</p> <p>(25) 有価証券の貸付け</p> <p>(26) 国債、地方債若しくは政府保証債（以下「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い</p> <p>(27) 金銭債権（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第1条に規定する証書をもって表示されるものを含む。）の取得又は譲渡（金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、金融商品取引法第2条第8項第1号から第6号まで及び第8号から第10号までに掲げる行為を行うことを含む。）</p> <p>(28) 農林中央金庫その他信用事業規程に定める者の業務の代理又は媒介（信用事業規程に定めるものに限る。）</p> <p>(29) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い</p> <p>(30) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り</p> <p>(31) 両替</p> <p>(32) 振替業</p> <p>(33) 前各号の事業に附帯する事業</p>	<p>当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付け（その買入れに係る土地の区画形質を変更して、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）の事業</p> <p>(22) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項に規定する特定農地貸付け</p> <p>(23) 手形の割引</p> <p>(24) 内国為替取引</p> <p>(25) 債務の保証</p> <p>(26) 有価証券の貸付け</p> <p>(27) 国債、地方債若しくは政府保証債（以下「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い</p> <p>(28) 金銭債権（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第1条に規定する証書をもって表示されるものを含む。）の取得又は譲渡（金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、金融商品取引法第2条第8項第1号から第6号まで及び第8号から第10号までに掲げる行為を行うことを含む。）</p> <p>(29) 農林中央金庫その他信用事業規程に定める者の業務の代理又は媒介（信用事業規程に定めるものに限る。）</p> <p>(30) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い</p> <p>(31) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り</p> <p>(32) 両替</p> <p>(33) 振替業</p> <p>(34) 前各号の事業に附帯する事業</p>
<p>2 この組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で、農業協同組合法 施行令第4条に規定するものの貸付け（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p>	<p>2 この組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で、農業協同組合法施行令第1条の4に規定するものの貸付け（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p>
<p>第8条 削除</p>	<p>(専属利用契約)</p> <p>第8条 この組合は、1年以内の期間において、組合員がこの組合の施設の一部を専ら利用しなければならない旨の契約を組合員と締結することができる。</p>

変 更 案	現 行
<p>(員外利用)</p> <p>第9条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第7条第1項第1号から第32号までの事業（第17号の事業を除く。）及びこれらに附帯する事業並びに同条第2項の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法（以下「法」という。）第10条第17項、第18項、第20項及び第22項に規定する範囲内とし、第7条第1項第2号、<u>第22号、第24号及び第25号</u>の事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>第7条第1項第12号</u>の事業の組合員以外の者の利用については、農林水産省令で定める範囲内とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(事業規程等)</p> <p>第10条 第7条第1項第2号、第3号及び第22号から第32号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3 <u>第7条第1項第11号</u>の事業の実施に当たっては、<u>共済規程</u>の定めるところによるものとする。</p> <p>4 <u>第7条第1項第18号から第20号</u>までの事業の実施に当たっては、<u>宅地等供給事業実施規程</u>の定めるところによるものとする。</p> <p>5 <u>第7条第1項第21号</u>の事業の実施に当たっては、<u>特定農地貸付規程</u>の定めるところによるものとする。</p> <p>(子会社)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の子会社管理規程は、<u>理事会の決議</u>を経てこれを定める。</p> <p>(組合員の資格)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。</p>	<p><u>2 前項の契約は、書面でこれをしなければならぬ。</u></p> <p>(員外利用)</p> <p>第9条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第7条第1項第1号から第33号までの事業（第18号の事業を除く。）及びこれらに附帯する事業並びに同条第2項の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法（以下「法」という。）第10条第17項、第18項、第20項及び第22項に規定する範囲内とし、第7条第1項第2号、<u>第23号、第25号及び第26号</u>の事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>第7条第1項第13号の2</u>の事業の組合員以外の者の利用については、農林水産省令で定める範囲内とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(事業規程等)</p> <p>第10条 第7条第1項第2号、第3号及び第23号から第33号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第7条第1項第10号</u>の事業の実施に当たっては、<u>農業倉庫業務規程</u>の定めるところによるものとする。</p> <p>4 <u>第7条第1項第13号</u>の事業の実施に当たっては、<u>共済規程</u>の定めるところによるものとする。</p> <p>5 <u>第7条第1項第19号から第21号</u>までの事業の実施に当たっては、<u>宅地等供給事業実施規程</u>の定めるところによるものとする。</p> <p>6 <u>第7条第1項第22号</u>の事業の実施に当たっては、<u>特定農地貸付規程</u>の定めるところによるものとする。</p> <p>(子会社)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の子会社管理規程は、<u>理事会の議決</u>を経てこれを定める。</p> <p>(組合員の資格)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。</p>

変 更 案	現 行
<p>(1) (略)</p> <p>(2) この組合から第7条第1項第2号から第4号まで又は第11号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を1年以上継続して受けているこの組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの</p> <p>(3) この組合から第7条第1項第4号、第9号又は第21号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を1年以上継続して受けているこの組合の地区外に住所を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) この組合から第7条第1項第2号から第4号まで又は第13号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を1年以上継続して受けているこの組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの</p> <p>(3) この組合から第7条第1項第4号、第9号又は第22号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を1年以上継続して受けているこの組合の地区外に住所を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの</p> <p>(4) ~ (5) (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>第13条~第18条 (略)</p> <p>(除名)</p> <p>第19条 組合員が、次の各号及び第2項のいずれかに該当するときは、総会の決議を経てこれを除名することができる。この場合には、総会の日¹の10日前までにその組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。</p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 除名を決議したときは、その理由を明らかにした書面をもって、これをその組合員に通知しなければならない。</p>	<p>第13条~第18条 (略)</p> <p>(除名)</p> <p>第19条 組合員が、次の各号及び第2項のいずれかに該当するときは、総会の議決を経てこれを除名することができる。この場合には、総会の日¹の10日前までにその組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。</p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 除名を議決したときは、その理由を明らかにした書面をもって、これをその組合員に通知しなければならない。</p>
<p>別 表 (略)</p> <p>第20条~第23条 (略)</p> <p>(経費の賦課)</p> <p>第24条 この組合は、第7条第1項第1号、第6号、第7号 (農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け又は交換の事業を除く。) 及び第15号の事業並びにこれらの事業に附帯する事業に必要な経費に充てるために、組合員に経費を賦課することができる。</p> <p>2 ~ 3 (略)</p> <p>第25条~第26条 (略)</p> <p>(役員²の定数)</p> <p>第27条 (略)</p>	<p>別 表 (略)</p> <p>第20条~第23条 (略)</p> <p>(経費の賦課)</p> <p>第24条 この組合は、第7条第1項第1号、第6号、第7号 (農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け又は交換の事業を除く。) 及び第16号の事業並びにこれらの事業に附帯する事業に必要な経費に充てるために、組合員に経費を賦課することができる。</p> <p>2 ~ 3 (略)</p> <p>第25条~第26条 (略)</p> <p>(役員²の定数)</p> <p>第27条 (略)</p>

変 更 案	現 行
<p>2～3 (略)</p> <p>4 監事のうち1人は、<u>法第30条第14項</u>に規定する者をもって充てるものとする。</p> <p>第28条～第30条 (略)</p> <p>(代表理事)</p> <p>第31条 組合を代表すべき理事は、<u>理事会の決議</u>により理事のうちから選任する。</p> <p>(会長、組合長、副組合長、専務理事及び常務理事)</p> <p>第32条 理事のうち1人を組合長とし、<u>理事会の決議</u>により、正組合員である理事のうちから選任する。</p> <p>2 会長1人、副組合長、専務理事、常務理事は、必要に応じ、<u>理事会の決議</u>により、理事のうちから選任することができる。ただし、会長は、正組合員でなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 副組合長は、組合長を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ<u>理事会の決議</u>により定めた順位に従い、組合長に事故あるときはその職務を代理する。</p> <p>5 専務理事は、組合長及び副組合長を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ<u>理事会の決議</u>により定めた順位に従い、組合長及び副組合長に事故あるときはその職務を代理する。</p> <p>6 常務理事は、組合長、副組合長及び専務理事を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ<u>理事会の決議</u>により定めた順位に従い、組合長、副組合長及び専務理事に事故あるときはその職務を代理する。</p> <p>第33条～第36条 (略)</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第37条 組合長は、<u>理事会の決議</u>を経て、毎事業年度1回5月に通常総会を招集する。</p> <p>2 組合長は、次の場合に<u>理事会の決議</u>を経て臨時総会を招集する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(総会の招集手続)</p> <p>第38条 総会を招集する場合には、<u>理事会の決議</u>により、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>2～3 (略)</p> <p>4 監事のうち1人は、<u>法第30条第12項</u>に規定する者をもって充てるものとする。</p> <p>第28条～第30条 (略)</p> <p>(代表理事)</p> <p>第31条 組合を代表すべき理事は、<u>理事会の議決</u>により理事のうちから選任する。</p> <p>(会長、組合長、副組合長、専務理事及び常務理事)</p> <p>第32条 理事のうち1人を組合長とし、<u>理事会の議決</u>により、正組合員である理事のうちから選任する。</p> <p>2 会長1人、副組合長、専務理事、常務理事は、必要に応じ、<u>理事会の議決</u>により、理事のうちから選任することができる。ただし、会長は、正組合員でなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 副組合長は、組合長を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ<u>理事会の議決</u>により定めた順位に従い、組合長に事故あるときはその職務を代理する。</p> <p>5 専務理事は、組合長及び副組合長を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ<u>理事会の議決</u>により定めた順位に従い、組合長及び副組合長に事故あるときはその職務を代理する。</p> <p>6 常務理事は、組合長、副組合長及び専務理事を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ<u>理事会の議決</u>により定めた順位に従い、組合長、副組合長及び専務理事に事故あるときはその職務を代理する。</p> <p>第33条～第36条 (略)</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第37条 組合長は、<u>理事会の議決</u>を経て、毎事業年度1回5月に通常総会を招集する。</p> <p>2 組合長は、次の場合に<u>理事会の議決</u>を経て臨時総会を招集する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(総会の招集手続)</p> <p>第38条 総会を招集する場合には、<u>理事会の議決</u>により、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

変 更 案	現 行
<p>(総会の決議事項)</p> <p>第39条 次に掲げる事項は、総会の<u>決議</u>を経なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程、農業経営規程、農地利用集積円滑化事業規程、農業経営受託規程及び特定農地貸付規程の設定、変更及び廃止</p> <p>(3) <u>第7条第1項第17号</u>の団体協約の締結</p> <p>(4) ～ (7) (略)</p> <p>(8) <u>解散、合併、法第70条第1項の規定による権利義務の承継（以下「包括承継」という。）及び新設分割</u></p> <p>(9) 事業の全部又は重要な一部の譲渡、信用事業（第7条第1項第2号及び第3号の事業（これらに附帯する事業を含む。）並びに同条第2項各号の事業をいう。以下同じ。）の全部又は一部の譲渡、共済事業（<u>第7条第1項第11号</u>の事業（これに附帯する事業を含む。）をいう。以下同じ。）の全部又は一部の譲渡及び共済契約の包括移転</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 共済契約に係る<u>法第11条の52</u>に規定する契約条件の変更</p> <p>(12) ～ (18) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>第1項第8号の新設分割のうち、新設分割によって設立する組合に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割をする組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1を超えない場合における新設分割は、第1項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。</u></p> <p>5～7 (略)</p>	<p>(総会の議決事項)</p> <p>第39条 次に掲げる事項は、総会の<u>議決</u>を経なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程、農業経営規程、農地利用集積円滑化事業規程、農業経営受託規程、<u>農業倉庫業務規程</u>及び特定農地貸付規程の設定、変更及び廃止</p> <p>(3) <u>第7条第1項第18号</u>の団体協約の締結</p> <p>(4) ～ (7) (略)</p> <p>(8) <u>解散及び合併</u></p> <p>(9) 事業の全部又は重要な一部の譲渡、信用事業（第7条第1項第2号及び第3号の事業（これらに附帯する事業を含む。）並びに同条第2項各号の事業をいう。以下同じ。）の全部又は一部の譲渡、共済事業（<u>第7条第1項第13号</u>の事業（これに附帯する事業を含む。）をいう。以下同じ。）の全部又は一部の譲渡及び共済契約の包括移転</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 共済契約に係る<u>法第11条の33</u>に規定する契約条件の変更</p> <p>(12) ～ (18) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4～6 (略)</p>
<p>(総会の報告事項)</p> <p>第40条 次に掲げる事項は、総会にこれを報告しなければならない。</p> <p>(1) <u>農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号。以下「平成27年改正法」という。)附則第10条の規定によりなおその効力を有するものとされた農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧農協法」という。）第73条の22第1項第1号の規定に基づく中央会の指導を受けた場合における当該指導の内容及び当該指導に対する改善措置の内容</u></p>	<p>(総会の報告事項)</p> <p>第40条 次に掲げる事項は、総会にこれを報告しなければならない。</p> <p>(1) <u>法第73条の22第1項第1号の規定に基づく中央会の指導を受けた場合における当該指導の内容及び当該指導に対する改善措置の内容</u></p>

変 更 案	現 行
<p>(2)～(5) (略)</p> <p>(総会の定足数)</p> <p>第41条 総会は、正組合員の半数以上が出席しなければ議事を開き<u>決議</u>することができない。この場合において、第47条の規定により、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。</p> <p>2 前項に規定する正組合員の出席がないときは、当該総会の日から20日以内の日を会日とする総会を再度招集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず、議事を開き<u>決議</u>することができる。</p> <p>(緊急議案)</p> <p>第42条 総会では、第38条の規定によりあらかじめ通知した事項に限りて<u>決議</u>するものとする。ただし、第39条第1項第9号から第14号まで及び第45条に規定する事項並びに役員を選任（第30条及び法第95条第2項の規定による改選を除く。）を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。</p> <p>第43条 (略)</p> <p>(総会の<u>決議</u>方法及び議長)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(総会の特別<u>決議</u>事項)</p> <p>第45条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による<u>決議</u>を必要とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>解散、合併、包括承継及び新設分割</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>共済契約に係る法第11条の52</u>に規定する契約条件の変更</p> <p>(特別<u>決議</u>に関する特例)</p> <p>第45条の2 次に掲げる<u>決議</u>は、第41条及び第45条の規定にかかわらず、出席した組合員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。</p> <p>(1) 第39条第1項第11号の<u>決議</u>又はこれとともに行う第45条第1号、第2号若しくは第4号に掲げる事項に係る<u>決議</u></p> <p>(2) 農水産業協同組合貯金保険法第83条第1項の管理を命ずる処分があった場合における第45条第1号から第4号までに掲げる事項に係る<u>決議</u></p> <p>2 前項の規定により仮にした<u>決議</u> (以下この</p>	<p>(2)～(5) (略)</p> <p>(総会の定足数)</p> <p>第41条 総会は、正組合員の半数以上が出席しなければ議事を開き<u>議決</u>することができない。この場合において、第47条の規定により、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。</p> <p>2 前項に規定する正組合員の出席がないときは、当該総会の日から20日以内の日を会日とする総会を再度招集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず、議事を開き<u>議決</u>することができる。</p> <p>(緊急議案)</p> <p>第42条 総会では、第38条の規定によりあらかじめ通知した事項に限りて<u>議決</u>するものとする。ただし、第39条第1項第9号から第14号まで及び第45条に規定する事項並びに役員を選任（第30条及び法第95条第2項の規定による改選を除く。）を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。</p> <p>第43条 (略)</p> <p>(総会の<u>議決</u>方法及び議長)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(総会の特別<u>議決</u>事項)</p> <p>第45条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による<u>議決</u>を必要とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>解散及び合併</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>共済契約に係る法第11条の33</u>に規定する契約条件の変更</p> <p>(特別<u>議決</u>に関する特例)</p> <p>第45条の2 次に掲げる<u>議決</u>は、第41条及び第45条の規定にかかわらず、出席した組合員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。</p> <p>(1) 第39条第1項第11号の<u>議決</u>又はこれとともに行う第45条第1号、第2号若しくは第4号に掲げる事項に係る<u>議決</u></p> <p>(2) 農水産業協同組合貯金保険法第83条第1項の管理を命ずる処分があった場合における第45条第1号から第4号までに掲げる事項に係る<u>議決</u></p> <p>2 前項の規定により仮にした<u>議決</u> (以下この</p>

変 更 案	現 行
<p>条において「<u>仮決議</u>」という。)があった場合には、組合員に対し、当該<u>仮決議</u>の趣旨を通知し、当該<u>仮決議</u>の日から1月以内に再度の総会を招集しなければならない。</p> <p>3 前項の総会において第1項に規定する多数をもって<u>仮決議</u>を承認した場合には、当該承認のあった時に、当該<u>仮決議</u>をした事項に係る<u>決議</u>があったものとみなす。</p> <p>(総会の続行又は延期) 第46条 総会は、その<u>決議</u>によりこれを続行し、又は延期することができる。 2 (略)</p> <p>(書面又は代理人による<u>決議</u>) 第47条 (略) 2～5 (略)</p> <p>第48条～第51条 (略)</p> <p>(議決権等) 第52条 (略) 2～3 (略) 4 総代会において組合の解散、<u>非出資組合への移行に関する定款の変更、合併、包括承継又は新設分割の決議</u>があったときは、理事は当該<u>決議</u>の日から10日以内に、正組合員に当該<u>決議</u>の内容を通知しなければならない。 5 (略)</p> <p>(理事会の招集者) 第53条 (略) 2 組合長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会の<u>決議</u>により定めた順位に従い、他の理事が招集する。 3～4 (略)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>(理事会の<u>決議事項</u>) 第55条 (略) (1)～(8) (略) (9) 10,000万円超の信用の供与等(法第11条の8第1項に規定する信用の供与等(第14号に掲げるものを除く。))をいう。以下同じ。)の決定に関する事項 (10)～(11) (略) (12) 同一人(当該同一人と特殊の関係にある者(法第11条の8第1項に規定する者をいう。))を含む。)に対する信用の供与等の最高限度額 (13)～(19) (略)</p>	<p>条において「<u>仮議決</u>」という。)があった場合には、組合員に対し、当該<u>仮議決</u>の趣旨を通知し、当該<u>仮議決</u>の日から1月以内に再度の総会を招集しなければならない。</p> <p>3 前項の総会において第1項に規定する多数をもって<u>仮議決</u>を承認した場合には、当該承認のあった時に、当該<u>仮議決</u>をした事項に係る<u>議決</u>があったものとみなす。</p> <p>(総会の続行又は延期) 第46条 総会は、その<u>議決</u>によりこれを続行し、又は延期することができる。 2 (略)</p> <p>(書面又は代理人による<u>議決</u>) 第47条 (略) 2～5 (略)</p> <p>第48条～第51条 (略)</p> <p>(議決権等) 第52条 (略) 2～3 (略) 4 総代会において組合の解散又は合併の<u>議決</u>があったときは、理事は当該<u>議決</u>の日から10日以内に、正組合員に当該<u>議決</u>の内容を通知しなければならない。 5 (略)</p> <p>(理事会の招集者) 第53条 (略) 2 組合長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会の<u>議決</u>により定めた順位に従い、他の理事が招集する。 3～4 (略)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>(理事会の<u>議決事項</u>) 第55条 (略) (1)～(8) (略) (9) 10,000万円超の信用の供与等(法第11条の4第1項に規定する信用の供与等(第14号に掲げるものを除く。))をいう。以下同じ。)の決定に関する事項 (10)～(11) (略) (12) 同一人(当該同一人と特殊の関係にある者(法第11条の4第1項に規定する者をいう。))を含む。)に対する信用の供与等の最高限度額 (13)～(19) (略)</p>

変 更 案	現 行
<p>(20) <u>平成27年改正法附則第10条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧農協法第73条の22第1項第1号の規定に基づく中央会の指導を受けた場合における当該指導に対する改善措置</u></p> <p>(21) ~ (22) (略)</p> <p>(23) <u>第39条第4項の規定に該当する新設分割</u></p> <p>(24) <u>第39条第5項の規定に該当する信用事業の全部又は一部の譲受け</u></p> <p>(25) <u>第39条第6項の規定に該当する共済事業の全部又は一部の譲受け及び共済契約の包括移転につき移転先となること</u></p> <p>(26) <u>前各号に定めるもののほか理事会において必要と認めた事項</u></p> <p>2 理事は、前項第16号の共済規程の変更を決議したときは、その内容をこの組合の掲示場に掲示するほか、組合員に対する通知その他の方法により組合員に周知徹底するものとする。</p> <p>3 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) <u>自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき。</u></p> <p>(2) <u>この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。</u></p> <p>4 理事は、前項各号の取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</p>	<p>(20) <u>法第73条の22第1項第1号の規定に基づく中央会の指導を受けた場合における当該指導に対する改善措置</u></p> <p>(21) ~ (22) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(23) <u>第39条第4項の規定に該当する信用事業の全部又は一部の譲受け</u></p> <p>(24) <u>第39条第5項の規定に該当する共済事業の全部又は一部の譲受け及び共済契約の包括移転につき移転先となること</u></p> <p>(25) <u>前各号に定めるもののほか理事会において必要と認めた事項</u></p> <p>2 理事は、前項第16号の共済規程の変更を議決したときは、その内容をこの組合の掲示場に掲示するほか、組合員に対する通知その他の方法により組合員に周知徹底するものとする。</p> <p>3 理事は、<u>理事会の承認を受けた場合に限り、この組合と契約することができる。</u></p> <p>(新設)</p>
<p>第56条 (略)</p>	<p>第56条 (略)</p>
<p>(理事会の決議方法及び議長)</p> <p>第57条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数でこれを決する。</p> <p>2 ~ 6 (略)</p> <p>7 理事会の議事録には次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>議事の経過の要領及び結果（議案別の決議の結果については、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名を含む。）</u></p> <p>(3) ~ (5) (略)</p>	<p>(理事会の議決方法及び議長)</p> <p>第57条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数でこれを決する。</p> <p>2 ~ 6 (略)</p> <p>7 理事会の議事録には次の掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>議事の経過の要領及び結果（議案別の議決の結果については、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名を含む。）</u></p> <p>(3) ~ (5) (略)</p>
<p>第58条 (略)</p>	<p>第58条 (略)</p>
<p>(会計区分)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>2 第7条第1項第8号の事業及び第18号から第</p>	<p>(会計区分)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>2 第7条第1項第8号の事業、第10号及び第19</p>

変 更 案	現 行
<p>20号までの事業については、それぞれ他の事業と区分して経理するものとする。</p>	<p>号から第21号までの事業については、それぞれ他の事業と区分して経理するものとする。</p>
<p>第60条～第63条（略）</p>	<p>第60条～第63条（略）</p>
<p>(教育情報繰越金) 第64条 この組合は、第7条第1項第1号及び第15号の事業の費用に充てるため毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する金額以上の金額を翌事業年度に繰り越すものとする。</p>	<p>(教育情報繰越金) 第64条 この組合は、第7条第1項第1号及び第16号の事業の費用に充てるため毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する金額以上の金額を翌事業年度に繰り越すものとする。</p>
<p>(任意積立金) 第65条（略） 2 任意積立金は、損失金のてん補又はこの組合の事業の改善発達のための支出その他の総会の決議により定めた支出に充てるものとする。</p>	<p>(任意積立金) 第65条（略） 2 任意積立金は、損失金のてん補又はこの組合の事業の改善発達のための支出その他の総会の議決により定めた支出に充てるものとする。</p>
<p>(配当) 第66条 この組合の剰余金の処分に当たっては、<u>経営の健全性の確保や事業の成長発展を図るための投資に資する内部留保を優先するものとし、組合員に対して剰余金の配当を行う場合には、次項から第5項までに定めるところによる。</u> 2～3（略） 4 前2項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の決議をする総会の日において組合員である者について計算するものとする。 5（略）</p>	<p>(配当) 第66条 この組合の剰余金の処分に当たっては、<u>内部留保を優先するものとし、組合員に対して剰余金の配当を行う場合には、次項から第5項までに定めるところによる。</u> 2～3（略） 4 前2項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の議決をする総会の日において組合員である者について計算するものとする。 5（略）</p>
<p>第67条～第70条（略）</p>	<p>第67条～第70条（略）</p>

平成28年5月28日変更附則 この定款の変更は、行政庁の認可のあった日から効力を生ずる。

附 帯 決 議 行政庁の認可申請にあたり、字句等修正の必要がある場合には、この案の趣旨に反しない範囲において、その修正を理事会に一任する。

定款附属書役員選任規程 新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

変 更 案	現 行
<p>第1条 (略)</p> <p>(選任の方法)</p> <p>第2条 役員は、総会又は総代会の<u>決議</u>によって選任する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>(投票)</p> <p>第6条 第2条第1項の<u>決議</u>は、無記名投票で表決をとる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第7条～第12条 (略)</p> <p>(補欠選任)</p> <p>第13条 役員が定款第27条第1項で定める定数若しくは定数の下限(以下この条において「定数等」という。)を下回った場合又は員外監事(法第30条第14項に規定する監事をいう。以下同じ。)の全部が欠けた場合は、その不足の員数につき補欠選任を行わなければならない。ただし、定数等に不足する員数が理事の定数等の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数等の3分の2未満であるとき(員外監事の全部が欠ける場合を除く。)、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了前3月以内であるとき(員外監事の全部が欠ける場合を除く。)は、次の総会又は総代会まで補欠選任を行わないことができる。</p> <p>(役員選任手続)</p> <p>第14条 役員選任手続に関する細則は、理事会の<u>決議</u>を経てこれを定める。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(選任の方法)</p> <p>第2条 役員は、総会又は総代会の<u>議決</u>によって選任する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>(投票)</p> <p>第6条 第2条第1項の<u>議決</u>は、無記名投票で表決をとる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第7条～第12条 (略)</p> <p>(補欠選任)</p> <p>第13条 役員が定款第27条第1項で定める定数若しくは定数の下限(以下この条において「定数等」という。)を下回った場合又は員外監事(法第30条第12項に規定する監事をいう。以下同じ。)の全部が欠けた場合は、その不足の員数につき補欠選任を行わなければならない。ただし、定数等に不足する員数が理事の定数等の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数等の3分の2未満であるとき(員外監事の全部が欠ける場合を除く。)、又は役員に欠員を生じた時が役員の任期満了3月以内であるとき(員外監事の全部が欠ける場合を除く。)は、次の総会又は総代会まで補欠選任を行わないことができる。</p> <p>(役員選任手続)</p> <p>第14条 役員選任手続に関する細則は、理事会の<u>議決</u>を経てこれを定める。</p>

平成28年5月28日変更附則 この規程の変更は、行政庁の認可のあった日から効力を生ずる。

附 帯 決 議 行政庁の認可申請にあたり、字句等修正の必要がある場合には、この案の趣旨に反しない範囲において、その修正を理事会に一任する。

規約の一部変更について（第3号議案）

（変更理由）

農業協同組合法の改正に伴って、規約を下記のとおり変更いたしたい。

規約 新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

変 更 案	現 行
第1条（略）	第1条（略）
（規約の改正または廃止）	（規約の改正または廃止）
第2条 この規約の改正または廃止は、総会又は総代会の <u>決議</u> を経てこれを行う。	第2条 この規約の改正または廃止は、総会又は総代会の <u>議決</u> を経てこれを行う。
第3条～第6条（略）	第3条～第6条（略）
（ <u>書面決議</u> の取扱）	（ <u>書面議決</u> の取扱）
第7条（略）	第7条（略）
②（略）	②（略）
第8条～第17条（略）	第8条～第17条（略）
（採決の方法）	（採決の方法）
第18条（略）	第18条（略）
②～③（略）	②～③（略）
④ 議長は、 <u>書面決議</u> を加えて採決の結果を宣言する。	④ 議長は <u>書面議決</u> を加えて採決の結果を宣言する。
⑤（略）	⑤（略）
第19条～第34条（略）	第19条～第34条（略）
（総会決議事項の経過措置）	（総会決議事項の経過措置）
第35条 定款第39条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の承認については、総会又は総代会の <u>決議</u> を得るまでは前年度の例によるものとする。	第35条 定款第39条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の承認については、総会又は総代会の <u>議決</u> を得るまでは前年度の例によるものとする。
<u>削除</u>	（専属利用契約）
	第36条 定款第8条の規定による専属利用契約の品目、分量及びその他の条件の決定は、総会又は総代会の承認を要する。

平成28年5月28日変更附則

この規約の変更は、平成28年5月28日開催の第34期（平成27年度）通常総代会における定款等の一部変更に係る行政庁の認可のあった日から効力を生ずる。

附 帯 決 議 許可申請にあたり、字句等修正の必要がある場合は、変更案の趣旨に反しない範囲において、その修正を理事会に一任する。

信用事業規程の一部変更について（第4号議案）

（変更理由）

平成28年4月1日の改正農協法等の施行に伴い、所要の規定を整理（条項ずれ対応）するため。

信用事業規程変更新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

変 更 案	現 行
<p>第1 事業の種類 1～15（略）</p> <p>第2 事業の実施方法 1（略） 2 資金の貸付け及び手形の割引 （1）事業の範囲 イ～ハ（略） ニ 農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で農業協同組合法施行令第4条に規定するものの貸付け（前各号に掲げるものを除く。） ホ～ト（略） （2）～（5）（略） 3・4（略） 5 信用の供与等の限度 （1）（略） （2）信用の供与等の限度額 イ 農業協同組合法第11条の8第1項に規定する同一人に対する信用の供与等の額は、この組合の自己資本の額に100分の25を乗じて得た額の範囲内で、理事会で定める額を超えてはならない。 ロ この組合が農業協同組合法第11条の8第2項に規定するこの組合の子会社等を有する場合は、合算した信用の供与等の額が、この組合及び当該子会社等の自己資本の純合計額に対するイの規定の限度額を超えてはならない。ただし、この組合の行う資金の貸付額のうちこの組合の子会社等が保証している額及びこの組合の子会社等が行う資金の貸付額のうちこの組合又はこの組合の他の子会社等が保証している額は、合算した信用の供与等の額から除くものとする。 （3）次に掲げる信用の供与等については、（2）の規定は適用しない。 イ 国及び地方公共団体に対する信用</p>	<p>第1 事業の種類 1～15（略）</p> <p>第2 事業の実施方法 1（略） 2 資金の貸付け及び手形の割引 （1）事業の範囲 イ～ハ（略） ニ 農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で農業協同組合法施行令第1条の4に規定するものの貸付け（前各号に掲げるものを除く。） ホ～ト（略） （2）～（5）（略） 3・4（略） 5 信用の供与等の限度 （1）（略） （2）信用の供与等の限度額 イ 農業協同組合法第11条の4第1項に規定する同一人に対する信用の供与等の額は、この組合の自己資本の額に100分の25を乗じて得た額の範囲内で、理事会で定める額を超えてはならない。 ロ この組合が農業協同組合法第11条の4第2項に規定するこの組合の子会社等を有する場合は、合算した信用の供与等の額が、この組合及び当該子会社等の自己資本の純合計額に対するイの規定の限度額を超えてはならない。ただし、この組合の行う資金の貸付額のうちこの組合の子会社等が保証している額及びこの組合の子会社等が行う資金の貸付額のうちこの組合又はこの組合の他の子会社等が保証している額は、合算した信用の供与等の額から除くものとする。 （3）次に掲げる信用の供与等については、（2）の規定は適用しない。 イ 国及び地方公共団体に対する信用</p>

変 更 案	現 行
<p>の供与並びに政府が元本の返済及び利息の支払いについて保証している信用の供与</p> <p>ロ 農業協同組合法施行令第10条第11項各号に規定する信用の供与等</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>6～16 (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>の供与並びに政府が元本の返済及び利息の支払いについて保証している信用の供与</p> <p>ロ 農業協同組合法施行令第1条の10第11項各号に規定する信用の供与等</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>6～16 (略)</p> <p>第3 (略)</p>

附 則

この規程の変更は、行政庁の承認のあった日から効力を生ずる。

附 帯 決 議 行政庁の承認にあたり、字句等修正の必要がある場合は、この案の趣旨に反しない範囲において、その修正を理事会に一任する。

株式会社神奈川県農協茶業センター株式の取得について(第5号議案)

神奈川県内で生産される荒茶の販売については、株式会社神奈川県農協茶業センターによる一元集荷一元販売方式により、その全量を足柄茶として販売することにより、茶生産者の所得の向上と荒茶買入価格の安定を図っております。

こうした状況を踏まえ、当JAが実施する茶事業の安定と町内茶生産者の所得向上を目途に、株式会社神奈川県農協茶業センターの経営に対する議決権比率の向上と連携強化を図るため、同社では当該自己株式の譲り渡しについて、平成28年6月8日開催の定時株主総会に附議する予定であることから、その承認があった場合において、当JAは取得するものとする。

記

1. 株式発行会社

神奈川県足柄上郡山北町川西691-7
株式会社 神奈川県農協茶業センター
代表取締役社長 沼田 照義

2. 取得株式

- (1) 1株式の額面金額 50,000円
- (2) 取得株数 189株
- (3) 取得価格 9,450,000円

※ 既保有株式を含めた総株式数

202株(同社の発行済株式数は6,003株であり、当組合の持株比率は3.36%となる。)

3. 株式の取得時期および方法

当該株式の取得の時期及び方法については、理事会に一任願いたい。

以上

第35期 事業計画書 (第6号議案)

(平成28年度) 〈第9次3か年計画第2年度〉

第35期 [平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで] 事業計画書

I. 基本方針

国内経済の動向は、雇用情勢や所得環境の改善が続き各種の政策効果もあり、所得から支出への前向きな循環が働くもとで、緩やかな回復に向かうことが期待されております。

しかし、TPPに関わる「総合的なTPP関連政策大綱」に基づく、具体的な施策が実行されていく中で、改正農協法の施行によるJAグループの組織・事業を支えてきた制度や前提条件の転換や消費税率の引上げによる物価上昇に伴う実質可処分所得の減少は、組合員の予備的貯蓄の減少につながる事も懸念され、農業・JAをとりまく情勢については引き続き予断を許さない状況にあります。

こうした中、当組合では、子会社「株式会社県央あいかわ」、「あいかわ茶株式会社」との連携による専門性の発揮、サービスの向上、競争力の強化をはかり、組合員の営農とくらしを守り地域の農業を振興し、安心して暮らせる豊かな地域社会の実現に向けて、JA組織・事業活動の一層の充実と活性化につとめます。

購買事業については、安全・安心かつ低廉な価格にて供給するとともに、専門的な知識を發揮したサービスの提供や他部門と連携し組合員や利用者から信頼される事業を展開します。

また、子会社との連携・協調した事業運営体制の構築をはかります。

信用事業については、くらしにおける「生活メインバンク」機能の充実や農業専門金融機関ならではの「農業メインバンク」機能の發揮による農業者支援を行うため、JAバンク神奈川と連携し利用者満足度向上の視点に立った地域金融機関としての事業運営の確立をすすめます。

共済事業については、ライフサイクルやライフスタイルに応じた「ひと・いえ・くるま」の生活総合保障の提供や「安心」や「満足」など、組合員・利用者の負託に応える事業を展開します。

以上の基本方針に対し、業務執行体制やリスク管理体制のさらなる強化に取り組み、資本の充実により財務基盤を確立し積極的な情報開示をすすめ、経営の健全性の確保と信頼性の向上をはかり、組合員・利用者をはじめとした地域のみなさまと共に歩むJAを目指します。

基本目標

1. JAの特性を發揮した協同活動を基本に、組合員の意思を反映した組織運営につとめます。
2. 女性活動の活性化を図り、組合員の「生産、くらし、経営」を柱とする協同組合運動の基盤の充実をはかります。
3. 安全・安心な農産物の生産と供給につとめ、地産地消運動の拡大をはかります。
4. 地域農業振興の核となる農業施設の効率的な運用につとめます。
5. 本所・中津支所事務所周辺施設の整備をすすめます。
6. 地域活動の強化と高齢者福祉活動を推進し、次世代との関係強化および消費者との共存をはかり、地域社会への貢献を目指します。
7. 財務の充実・健全性の確保につとめ、経営の透明性向上および経営基盤の強化をはかります。
8. 組合員・地域住民に支援される事業展開につとめ、組織基盤の強化をはかります。
9. 役職員の更なるコンプライアンス意識の向上をはかり、不祥事件の再発防止策に取り組みます。

Ⅱ. 事業方針及び事業取扱計画

指導事業

事業方針

関係機関、組織と連携・協調しながら、地域農業振興による生産者の所得向上を目指すとともに、組合員や利用者のために各種活動を行います。

また、高齢化社会に対応した健康管理活動や高齢者福祉サービスなど、組合員や地域住民への積極的な事業展開につとめます。

重点実施事項

1. 営農改善

- (1) 耕作放棄地の解消を図るため、子会社と連携した農作業受委託制度による優良農地への転換をすすめるとともに、農地中間管理事業等を活用した農地の有効利用につとめます。
- (2) 生産履歴記帳の徹底により農薬や肥料の使用履歴を把握するとともに、病害虫防除基準を遵守した農薬等の適正散布指導など農畜産物の安全・安心対策につとめます。
- (3) 地域農業の活性化と持続的発展のため、地域を支える農業者の担い手育成、新規就農者の支援をすすめます。
- (4) 農作業従事者の高齢化が進むなか、農作業安全対策として関係機関と連携し講習会等の開催による事故防止対策強化と、農業者労災保険加入の積極的促進につとめます。
- (5) 担い手の支援と農業者の所得増加に向け、営農指導員研修会等への参加を積極的にすすめ営農指導員の育成や営農相談体制の充実につとめます。

2. 農政活動

- (1) 関係団体と連携し、食とくらしを守る適正な農産物流通ルールの確立に取り組みます。
- (2) 都市型農業の振興のため農地税制度の堅持並びに農業の維持振興に取り組みます。

3. 生活文化

- (1) 高齢者福祉活動は、「JA健康寿命100歳プロジェクト」の一環として、組合員・地域住民の健康な生活を支援する活動を積極的に展開します。
- (2) 生活習慣病予防の必要性を周知し組合員の健康とくらしを支える健康管理活動を積極的に展開し、また、JAグループ「みんなのよい食プロジェクト」を通じた消費者への食糧農業理解の促進に取り組みます。

4. 教育情報

- (1) JAまつり等を通じて農業・JAの存在感を高め、農業の活性化と組合員・地域住民との交流をすすめます。
- (2) 農協の情報媒体としてJAだより「県央愛川」の有効活用と、日本農業新聞や家の光等の普及拡大につとめます。

5. 組織育成

- (1) 組合員組織の充実に向け、組織体制整備や協同組合意識の高揚につとめます。
- (2) くらしの活動の充実に取り組みます。

指導事業収支計画

(単位：千円、%)

項目	前年度実績	計 画	前年度実績比	内 容	
収入	指導補助金	500	378	75.4	町等からの補助金
	実費収入	-	392	-	農産物加工材料費
	計	500	770	153.7	
支出	営農改善費	1,542	2,805	181.8	荒廃地対策等
	農政活動費	192	240	124.7	農政活動費
	生活文化費	1,290	3,939	305.2	人間ドック等健康管理活動費
	教育情報費	2,967	3,210	108.1	JAまつり、税務対策
	組織育成費	8,689	8,310	95.6	専門組織助成費他
	その他指導費用	548	880	160.3	燃料費、消耗品等
計	15,231	19,384	127.2		
収支差額	△14,730	△18,614	126.3		

介護保険事業

組合員や地域住民の生活支援のため高齢化社会に対応した福祉サービスの提供に努めてまいりましたが、訪問介護員の人員不足等により平成28年4月末をもちまして「JAあいかわケアセンター」（訪問介護）の事業を廃止させていただきました。今後は「JAデイサービスセンターあいかわ」を高齢者福祉の拠点とし、地域を支援してまいります。

介護保険事業収支計画

(単位：千円、%)

項目	前年度実績	計 画	前年度実績比	内 容	
収 益	介護保険	5,734	480	8.3	
	計	5,734	480	8.3	
費 用	人件費	4,062	335	8.2	ヘルパー・責任者給与、交通費
	福利厚生費等	40	50	125.0	福利厚生費
	雑 費	643	85	13.2	施設利用費
	計	4,745	470	9.9	
損益差額	988	10	1.0		

教育事業

事業方針

組合員および地域利用者が積極的に参加する教育活動を展開し、高齢者および組合員の健康管理活動に取り組みます。また、JA組織、事業運営のさらなる発展と役職員の資質向上につとめます。

重点実施事項

1. 地域利用者とのふれあいの場としての教育活動につとめます。
2. 組合員や高齢者の健康増進活動につとめます。
3. 研修会を通じ、組合員の知識向上につとめます。
4. 資格取得・通信教育などを通じ、職員の知識向上につとめます。
5. 研修会・検討会を通じ、役職員の資質向上につとめます。

教育事業費用計画

(単位：千円、%)

項目	前年度実績	計 画	前年度実績比	内 容
組合員教育	1,276	1,300	101.8	組合員教育研修会等
生産とくらし部会員教育	1,200	1,200	100.0	生産とくらし部会役員研修会
スポーツ活動	92	150	163.0	ゲートボール大会
職員教育	515	850	164.8	職員通信教育受講料、資格試験受験料
合 計	3,083	3,500	113.4	

(注) 教育基金積立額に対する運用益37千円を活用します。

農業経営事業

事業方針

耕作放棄地の解消と茶の生産拡大を目的に、JA本体による農業経営に取り組むとともに、担い手の育成につとめます。

農業経営事業収支計画

(単位：千円、%)

費用	前年度実績	計画	前年度実績比	収益	前年度実績	計画	前年度実績比
変動費	13,769	20,332	147.6	農業経営収入	8,736	14,409	164.9
固定費	2,318	2,524	108.8	機械貸付収入	1,000	1,201	120.1
合計	16,087	22,856	142.0	合計	9,737	15,611	160.3
				損益差額	△ 6,350	△ 7,245	-

販売事業

事業方針

食の安全・安心対策を基本に使用農薬等の生産履歴記帳を徹底し、豊富な農畜産物の安定供給と地産地消の向上につとめます。

重点実施事項

- 米 自然と清流を生かした良品質米の生産と出荷量の向上や、生産履歴記帳を徹底し安全・安心な良質の愛ちゃん米の販路拡大につとめるとともに、ブランド化に向けた取り組みを進めます。
- 農産物直売所 食の安全・安心対策を強化し、ふれあい旬鮮市を通じて消費者への安定供給と地産地消の向上につとめるとともに広域的な農産物の取り扱いにより売上の伸長を図ります。
- 茶 行政等関係機関と連携した品質検査の実施や技術指導により、品質の向上ならびに製茶の研究・販売に取り組む、産地化の振興につとめます。
- 植木・花き 生産者との連携をはかりみどりのうるおいと販路の確保につとめます。

販売品取扱計画

(単位：千円、%)

品目	前年度実績	計画	前年度実績比
米	8,426	12,000	142.4
茶	693	2,000	288.5
植木・花き	13,387	14,000	104.5
農産物直売所	54,065	93,000	172.0
合計	76,572	121,000	158.0

購買事業

事業方針

食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、多様な組合員・利用者のニーズに応えた商品の優位性をPRし、安全・安心かつ低廉な価格にて供給するとともに、専門的な知識を発揮したサービスの提供により組合員や利用者からの信頼される事業を展開します。

また、子会社との連携・協調した事業運営体制の構築をはかります。

重点実施事項

1. 肥料 予約購買による価格の低廉や土壌診断の推奨とデータに基づく適正施肥提案をすすめ、施肥コスト低減対策の支援につとめます。
2. 飼料 全農等との連携により安全・安心な飼料の安定供給・供給価格の低廉につとめます。
3. 農薬 予約購買による価格の低廉や病害虫防除基準を遵守した農薬の適正使用の普及につとめます。
4. 農機 多様化する組合員ニーズに対応した新型農業機械と併せて整備・中古農機の取り扱い拡大につとめます。
5. 生産資材 環境保全・省力化・低コスト資材の普及につとめます。
6. 主食 全農パルライスと連携し安全・安心な良質米の安定供給と販路拡大につとめます。
7. 生活物資 商品研修会や展示会・相談会・見学会等を開催し、多種多様な組合員ニーズにかなった生活用品の普及拡大につとめます。
8. 施設 既存施設へのアフターサービスとリフォームを中心とした普及推進につとめます。
9. 自動車 総合事業の利点を生かした販売拡大や、共済代理店の協力を得た車検等の推進につとめます。
10. リサイクルセンター リサイクルセンターを拠点に中古農機の再利用と販売拡大につとめます。

購買品取扱計画

(単位：千円、%)

品目		前年度実績	計画	前年度実績比
生産資材	肥料	10,505	12,000	114.2
	飼料	7,065	9,000	127.3
	農薬	8,278	7,000	84.5
	農機具	8,660	10,000	115.4
	その他	6,326	4,000	63.2
小計		40,837	42,000	102.8
生活物資	主食	15,340	18,000	117.3
	自動車	26,266	50,000	190.3
	その他	90,095	105,000	116.5
	小計	131,702	173,000	131.3
買取購買取扱高合計		172,539	215,000	124.6
幹旋購買取扱高		4,310	50,000	1,160.0
購買取扱高合計		176,849	265,000	149.8

(注) 幹旋購買取扱高は全額が施設に係る取扱高です。

信用事業

事業方針

組合員・利用者の最も身近で便利な金融機関として、暮らしにおける「生活メインバンク」機能の充実や、農業専門金融機関ならではの「農業メインバンク」機能の発揮による農業者支援を行うため、JAバンク神奈川と連携し利用者満足度向上の視点に立った地域金融機関としての事業運営をすすめます。

重点実施事項

1. 顧客基盤の拡充

地域住民から信頼され親近感が持たれ、年金受給まで繋がる「生涯メインバンク」を目指します。また、JAを利用する層の拡大を図るため、既存取引先を中心とした世帯内の新規取引者の拡大への取り組みを通じた次世代対策の実施による顧客基盤の拡充につとめます。

2. 収益力の強化

年金振込を調達面での柱と位置づけるとともに、個人貯金の積み上げによる調達力の増強をはかり、運用面では、JAバンク神奈川や事業間連携したローン相談会の開催により、住宅・マイカー・教育ローンを積極的に推進し、収益力の強化につとめます。

3. 農業融資態勢の拡充

事業間連携した農業金融相談体制の確立により、農業者のニーズを的確に捉えた農業融資の積極的な対応につとめます。

4. 人材の育成と効率的な業務運営態勢の充実

組合員・利用者ニーズの高度化や多様化に的確に対応するため、ニーズを的確に捉えた商品・サービスの提案をすることができる渉外担当者・窓口担当者の育成や、ネットローンの拡充などによる業務運営態勢の充実につとめます。

5. 経営管理態勢の強化

JAバンク基本方針における体制整備を基礎に、内部管理態勢の強化に継続的に取り組むとともに、不祥事未然防止態勢の強化を進めることによりさらなる健全性の確保に努め、組合員・利用者が高い信頼性を得られるJAバンクを目指します。

1. 貯金残高計画

(単位：千円、%)

種類	前年度実績	計画	前年度実績比	
当座性貯金	32,426,722	33,463,207	103.1	
定期性貯金	定期貯金	30,011,464	30,456,406	101.4
	定期積金	866,120	860,371	99.3
	計	30,877,584	31,316,777	101.4
合計	63,304,307	64,779,984	102.3	

2. 貸出金残高計画

(単位：千円、%)

種類	前年度実績	計画	前年度実績比
手形貸付金	392,100	387,100	98.7
証書貸付金	8,590,410	8,756,322	101.9
当座貸越	98,201	103,170	105.0
金融機関貸付	2,400,000	1,920,000	80.0
合計	11,480,712	11,166,592	97.2

共 済 事 業

事 業 方 針

地域に根ざしたJA共済事業として、組合員・利用者一人ひとりのライフサイクルやライフスタイルに応じた「ひと・いえ・くるま」の生活総合保障の提供や「安心」や「満足」など、組合員・利用者の負託に応える事業を展開します。

重 点 実 施 事 項

1. 組合員・利用者に応じた保障の提供

あんしんチェックの実施による「ひと・いえ・くるま」の生活総合保障の提供につとめるとともに、エリア戦略による地域特性、世帯構成に応じた、よりきめ細やかな推進活動を実践します。

2. 組合員・利用者の多様化するニーズへの対応

一人ひとりの暮らし方（ライフスタイル）や時間とともに変化する生活環境（ライフサイクル）に応じた保障を提供するため、LA（ライフアドバイザー）・スマイルサポーターの育成強化を図ります。また、3Q訪問活動（あんしんチェック、はじまる活動）の実践により、「未保障・低保障世帯」への積極的な普及活動につとめます。

3. 契約者・利用者満足度の向上

利用者の視点に立った親切・丁寧な説明や携帯端末機を利用したの情報提供、提案など利用者の満足度向上につとめるとともに、共済金の支払処理の迅速化等、信頼性・健全性の維持・向上につとめます。

4. 不祥事件等の未然防止

コンプライアンス態勢の充実・強化をはかります。

5. 健康管理支援活動

生活習慣病等の予防促進をはかるため、健康診断や人間ドック等を通じ健康管理支援活動につとめます。

1. 長期共済計画

(単位：千円、%)

種 類	新 契 約 高			保 有 高		
	前年度実績	計 画	前年度実績比	前年度実績	計 画	前年度実績比
生命総合共済	2,343,268	2,670,000	113.9	74,196,105	70,908,510	95.5
終身共済	833,631	1,380,000	165.5	48,123,465	46,152,110	95.9
定期生命共済	5,000	—	—	39,000	34,410	88.2
養老生命共済	1,322,837	960,000	72.5	23,520,068	21,902,570	93.1
うちこども共済	160,500	60,000	37.3	4,764,900	4,740,290	99.4
医療共済	92,000	130,000	141.3	1,375,325	1,453,120	105.6
がん共済				89,000	83,080	93.3
定期医療共済				769,300	730,580	94.9
介護共済	89,800	200,000	222.7	279,947	479,947	171.4
年金共済				—	—	—
建物更生共済	3,395,710	3,100,000	91.2	94,086,777	92,140,800	97.9
長期共済合計	5,738,978	5,770,000	100.5	168,282,884	162,976,617	96.8

(注) 1. 金額は保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、介護共済は一時払介護共済の死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額）です。
 2. 新契約高の医療共済は付加された定期特約金額等です。
 3. 保有高の医療共済・定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）です。

2. 医療系共済の入院共済金額

(単位：千円、%)

種 類	新 契 約 高			保 有 高		
	前年度実績	計 画	前年度実績比	前年度実績	計 画	前年度実績比
医 療 共 済	752	1,700	226.0	7,357	8,626	117.2
が ん 共 済	50	250	500.0	1,140	1,320	115.7
定期医療共済	15	-	-	1,350	2,577	190.8
合 計	817	1,950	238.6	9,847	12,523	127.1

(注) 金額は入院共済金額です。

3. 介護共済の介護共済金額

(単位：千円、%)

種 類	新 契 約 高			保 有 高		
	前年度実績	計 画	前年度実績比	前年度実績	計 画	前年度実績比
介 護 共 済	135,865	265,000	195.0	426,703	697,160	163.3

(注) 金額は介護共済金額です。

4. 年金共済の年金年額

(単位：千円、%)

種 類	新 契 約 高			保 有 高		
	前年度実績	計 画	前年度実績比	前年度実績	計 画	前年度実績比
年 金 共 済	21,350	30,000	140.5	869,105	819,520	94.2

(注) 金額は年金年額（利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）です。

5. 短期共済計画

(単位：千円、%)

種 類	前 年 度 実 績	計 画	前 年 度 実 績 比	
掛 金	火 災 共 済	9,307	10,000	107.4
	自 動 車 共 済	206,058	219,400	106.4
	傷 害 共 済	641	740	115.4
	定額定期生命共済	57	-	-
	賠償責任共済	233	-	-
	合 計	216,298	230,140	106.3
自賠責共済	2,082 台	2,300 台	110.4	

平成28年度 共済事業奨励要項

1. 長期共済契約者奨励

(1) 被共済者安心・安全奨励

平成28年度内に新たに長期共済および年金共済・医療共済・がん共済・定期医療共済に契約された方に次により粗品を進呈する。

- ①長期共済契約推進ポイント6,500pt超（純増）ならびに年金共済契約推進ポイント300pt超は、1,500円以内の粗品を進呈する。
- ②長期共済契約推進ポイント6,500ptまで（純増）ならびに年金共済契約推進ポイント300ptまでは、1,000円以内の粗品を進呈する。
- ③がん共済・定期医療共済は、1,000円以内の粗品を進呈する。

(2) 高額契約者安心・安全奨励

毎年12月31日を基準とし、保有契約額2億円（世帯保障額）以上の契約者に2,000円以内の記念品を進呈する。

(3) 満期契約者安心・安全奨励

平成28年度内に満期（5年満期を除く）を迎えた契約者に対して、満期共済金の支払の際に1,500円以内の記念品を進呈する。

利用加工事業

事業方針

生産から加工・販売まで一貫体制の構築を進めるとともに、組合員をはじめ、地域住民が利用しやすい態勢と効率的な運営につとめます。

重点実施事項

1. 精米・製粉、農産物加工所、荒茶工場

精米・製粉機械の保守管理に努め、利用者の利便性の向上を図るとともに、農産物加工所では地産地消による加工品の販売を進めます。また、荒茶工場では効率的な運用と品質の向上につとめます。

2. 農機サービスセンター

利用者への迅速な対応につとめるとともに、農業機械の普及拡大と整備点検の維持管理を進めます。

3. ライスセンター

機械の保守管理と、生産農家の負担軽減ならびに品質の向上につとめます。

4. 農業機械

農作業受委託事業の強化と、農業機械の有効利用により作業の省力化につとめます。

利用加工事業収支計画

(単位：千円、%)

項目	費 用			収 益			損 益 差 額		
	前年度実績	計画	前年度実績比	前年度実績	計画	前年度実績比	前年度実績	計画	前年度実績比
精米・製粉	300	320	106.6	2,919	3,600	123.3	2,619	3,280	125.2
農産物加工所	13,200	13,869	105.0	13,614	14,612	107.3	413	743	179.7
葬 祭	30	-	-	-	-	-	△ 30	-	-
農 業 機 械	3,796	4,020	105.8	6,056	6,670	110.1	2,259	2,650	117.2
ライスセンター	1,030	1,670	162.0	1,917	2,380	124.1	886	710	80.0
農機サービスセンター	394	400	101.3	1,129	1,250	110.7	734	850	115.7
荒茶工場	3,471	5,608	161.5	6,093	9,382	153.9	2,621	3,774	143.9
合 計	22,225	25,887	116.4	31,730	37,894	119.4	9,504	12,007	126.3

特別会計事業

(1) 育苗事業

事業方針

機械の保守管理につとめるとともに、減農薬の健苗供給を行い、稲作農家の作業の省力化と活性化につとめます。

育苗事業収支計画

(単位：千円、%)

費用	前年度実績	計画	前年度実績比	収益	前年度実績	計画	前年度実績比
材料費	3,604	3,800	105.4	水稻苗売上高	8,172	8,220	100.5
労務費	2,049	2,000	97.5	雑収入	393	500	127.1
管理費	677	970	143.0				
雑費	616	700	113.5				
減価償却費	95	100	104.8				
合計	7,044	7,570	107.4	合計	8,565	8,720	101.8
				損益差額	1,521	1,150	75.5

(2) 宅地等供給事業

事業方針

組合員の資産保全と賃貸住宅経営の安定を基本に、組合員の土地有効活用と相談活動につとめます。

宅地等供給事業収支計画

(単位：千円、%)

費用	前年度実績	計画	前年度実績比	収益	前年度実績	計画	前年度実績比
供給費	272	286	105.1	供給手数料	32	300	923.0
合計	272	286	105.1	合計	32	300	923.0
				損益差額	△ 239	14	-

Ⅲ. 経営管理方針

経営管理の重点事項

基本方針

コンプライアンス（法令遵守）を経営管理の重要課題に位置付け、地域に密着した総合事業体としての強みを発揮し、組合員および地域の皆さまからの信頼に応えるサービスの提供や事業運営につとめ、安定した財務基盤の確立につとめます。

また、組合員の営農とくらしを守り、地域農業の維持・発展に貢献する事業展開に取り組むとともに、協同活動の成果の積極的な開示をすすめ、信頼性と価値向上につとめます。

重点実施事項

1. 情報開示と組合員の意思反映
 - (1) 組合員及び地域利用者の意思をJA運営に反映できるようつとめるとともに、組合員をはじめとする利用者・地域住民に対して適切に情報開示をすすめます。
2. 経営の信頼性向上と適格な経営管理
 - (1) 協同組合運動に対する深い理解とJA理念に基づき、高度な専門サービスの提供に向け、役職員研修の充実をはかります。
 - (2) 事業の高度化・専門化に伴い、「専門性発揮のための人材育成」に取り組みます。
 - (3) 内部統制整備とリスク管理体制を強化し、不祥事の未然防止、財務報告の適正性確保をはかり、信頼性向上に取り組みます。
3. 全ての業務及び部署における適切なコンプライアンス態勢の構築に向けた計画の実践
 - (1) 不当な要求を行う者に対する、組織としての対応態勢の確立をすすめます。
 - (2) 役職員の更なる法令遵守意識の向上を図ります。
 - (3) 基本的な事務等における適正な事務の執行のための取組をすすめます。
 - (4) 内部牽制機能の充実と強化につとめます。
4. 収支・財務の改善
 - (1) 業務の有効性および効率性の向上をはかり、安定した財務基盤の確立につとめます。
 - (2) 遊休資産の有効活用、資産の効率的運用を継続的に検討します。
5. 事業改革への取組
 - (1) 中央会および各連合会と連携し、JA事業の改革をすすめます。
6. 情報システム対策の推進
 - (1) JASTEM新システムへの円滑な対応に向け、各関係機関と連携して端末機等のシステム基盤を段階的に整備し、安全かつ確実な移行を目指します。
 - (2) 情報システムの機密性や保全性ならびに機器障害等のリスクを未然に防止するため、各関係機関と連携・協調を図ります。

固定資産取得・処分計画

(単位：千円)

名 称	規模・構造等	取得・処分の 予定時期	取得・処分 予定価格	備 考
器具備品の取得	JASTEM次期窓口端末機	平成28年8月	16,248	
	ATM（現金自動預払機） FACT-V X200 2台	平成29年1月	5,028	春日台出張所 愛川町役場内

総合財務計画書

平成29年2月28日残高 (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
1. 信用事業資産	66,506,005	1. 信用事業負債	65,379,611
(1) 現金	190,000	(1) 貯金	64,779,984
(2) 預金	47,145,671	(2) その他の信用事業負債	599,627
系統預金	47,095,671	未払費用	7,206
系統外預金	50,000	その他の負債	592,421
(3) 有価証券	8,138,721	2. 共済事業負債	182,685
国債	3,836,596	(1) 共済借入金	68,105
地方債	3,902,125	(2) 共済資金	46,658
政府保証債	400,000	(3) 共済未払利息	857
(4) 貸出金	11,166,592	(4) 未経過共済付加収入	67,016
(5) その他の信用事業資産	300,000	(5) その他の共済事業負債	49
未収収益	270,000	3. 経済事業負債	9,088
その他の資産	30,000	(1) 経済事業未払金	9,088
(6) 貸倒引当金	△ 434,979	4. 雑負債	86,596
2. 共済事業資産	69,062	(1) 未払法人税等	530
(1) 共済貸付金	68,105	(2) 資産除去債務	3,204
(2) 共済未収利息	857	(3) その他の負債	82,862
(3) その他の共済事業資産	100	5. 諸引当金	142,111
3. 経済事業資産	40,897	(1) 賞与引当金	19,285
(1) 経済事業未収金	4,835	(2) 退職給付引当金	61,060
(2) 経済受託債権	1,513	(3) 役員退職慰労引当金	61,766
(3) 棚卸資産	34,407	6. 繰越税金負債	31,000
購入品	3,106	負債の部合計	65,831,091
販売品	3,874	(純資産の部)	
その他の棚卸資産	27,427	1. 組合員資本	5,631,176
(4) その他の経済事業資産	157	(1) 出資金	540,963
(5) 貸倒引当金	△ 15	(2) 資本準備金	2,337
4. 雑資産	142,982	(3) 利益剰余金	5,089,851
(1) 雑資産	143,059	利益準備金	1,298,000
(2) 貸倒引当金	△ 77	その他利益剰余金	3,791,851
5. 固定資産	1,951,902	事業基盤強化積立金	1,409,111
(1) 有形固定資産	1,955,455	教育基金	150,000
建物	1,750,233	都市農業振興基金	180,000
機械装置	398,336	情報化対策積立金	100,000
土地	730,693	中津支所事務所改修等・周辺施設整備事業積立金	200,000
その他の有形固定資産	554,090	総合農業施設整備積立金	100,000
減価償却累計額	△ 1,489,000	特別積立金	1,276,149
(2) 無形固定資産	7,550	当期末処分剰余金	376,590
6. 外部出資	2,874,420	(うち当期剰余金)	(7,233)
(1) 外部出資	2,874,420	(4) 処分未済持分	△ 1,975
系統出資	2,725,510	2. 評価・換算差額等	123,000
系統外出資	117,620	(1) その他有価証券評価差額金	123,000
子会社出資	31,290	純資産の部合計	5,754,176
資産の部合計	71,585,268	負債及び純資産の部合計	71,585,268

総合収支計画書

平成28年3月1日～平成29年2月28日

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
1. 事業総利益	832,323	(13) 介護保険事業収益	480
(1) 信用事業収益	635,639	(14) 介護保険事業費用	470
資金運用収益	283,716	介護保険事業総利益	10
(うち預金利息)	(11,694)	(15) 宅地等供給事業収益	300
(うち有価証券利息)	(126,043)	(16) 宅地等供給事業費用	286
(うち貸出金利息)	(145,979)	宅地等供給事業総利益	14
役務取引等収益	351,923	(17) 育苗事業収益	8,720
(2) 信用事業費用	73,588	(18) 育苗事業費用	7,570
資金調達費用	15,118	育苗事業総利益	1,150
(うち貯金利息)	(15,118)	(19) 農業経営事業収益	15,611
その他信用経常費用	58,470	(20) 農業経営事業費用	22,856
信用事業総利益	562,051	農業経営事業総損失	7,245
(3) 共済事業収益	265,980	(21) 指導事業収入	770
共済付加収入	257,354	(22) 指導事業支出	19,384
その他の収益	8,626	指導事業収支差額	△ 18,614
(4) 共済事業費用	14,740	(23) 教育事業費用	3,500
共済推進費	10,920	教育事業総損失	3,500
その他の費用	3,820	2. 事業管理費	899,240
共済事業総利益	251,240	(1) 人件費	581,921
(5) 購買事業収益	216,306	(2) 業務費	98,630
購買品供給高	213,545	(3) 諸税負担金	38,857
(購買品供給高(値引控除前))	(215,000)	(4) 施設費	178,860
(売上値引)	(△ 1,455)	(5) その他事業管理費	972
購買手数料	1,500	事業損失	66,917
(6) 購買事業費用	197,336	3. 事業外収益	93,894
購買品供給原価	194,745	(1) 受取雑利息	276
その他の費用	2,591	(2) 受取出資配当金	58,446
購買事業総利益	18,970	(3) 賃貸料	32,006
(7) 販売事業収益	28,790	(4) 雑収入	3,166
販売品販売高	12,000	4. 事業外費用	18,634
販売手数料	15,700	(1) 寄付金	150
その他の収益	1,090	(2) 雑損失	18,434
(8) 販売事業費用	12,550	経常利益	8,343
販売品販売原価	9,600	5. 特別利益	—
その他の費用	2,950	6. 特別損失	300
販売事業総利益	16,240	(1) 固定資産処分損	300
(9) 加工事業収益	18,212	税引前当期利益	8,043
(10) 加工事業費用	14,189	法人税、住民税及び事業税	530
加工事業総利益	4,023	法人税等調整額	279
(11) 利用事業収益	19,682	法人税等合計	809
(12) 利用事業費用	11,698	当期剰余金	7,233
利用事業総利益	7,984	当期首繰越剰余金	369,356
		当期末処分剰余金	376,590

事業管理費計画の内訳

(単位：千円、%)

損益計算書科目	内訳科目	前年度実績	計画	前年度実績比
人件費	役員報酬	46,551	45,652	98.0
	給料手当	457,911	449,129	98.0
	うち賞与引当金繰入	19,040	19,285	101.2
	福利厚生費	83,607	88,909	106.3
	退職共済掛金	116	500	428.0
	退職給付費用	27,617	44,882	162.5
	役員退職慰労金	5,819	△ 3,413	-
	うち役員退職慰労引当金繰入	5,819	5,628	96.7
	出向負担金受入額	△ 68,074	△ 43,738	64.2
	計	553,549	581,921	105.1
業務費	会議費	3,159	4,649	147.1
	接待交際費	1,197	1,422	118.7
	宣伝広告費	535	637	119.0
	通信費	7,321	6,429	87.8
	印刷・消耗品費	11,933	12,628	105.8
	図書・研修費	2,326	3,341	143.6
	事務委託費	68,846	64,676	93.9
	旅費	3,936	4,848	123.1
	計	99,256	98,630	99.3
諸税負担金	租税公課	30,351	26,175	86.2
	支払賦課金	11,990	11,789	98.3
	分担金	894	893	99.8
	計	43,236	38,857	89.8
施設費	減価償却費	124,910	132,867	106.3
	保守修繕費	13,801	15,688	113.6
	保険料	7,885	7,336	93.0
	水道光熱費	10,065	10,631	105.6
	賃借料	1,666	1,663	99.8
	消耗備品費	688	2,760	400.9
	施設管理費	7,960	7,847	98.5
	その他施設管理費	67	68	100.7
	計	167,045	178,860	107.0
その他事業管理費	1,797	972	54.0	
合	計	864,884	899,240	103.9

「JAバンク基本方針」の変更について

組合員・利用者の皆さまから一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に基づき、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと、平成14年1月に「JAバンク基本方針」を策定しています。

この「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組むしくみを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

「JAバンク基本方針」は金融情勢の変化やJAバンクの経営状態等を考慮し、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行うこととしておりますが、農協法等の関係法令改正やJAバンク自己改革における対応およびJAバンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、平成28年3月16日に「JAバンク基本方針」を変更いたしましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 「JAバンク基本方針」の主な見直し内容

(1) 信用事業譲渡等にかかる取組み

JAが、営農経済事業に注力するため、自ら希望して信連または農林中金への信用事業譲渡を行う場合等について、必要な支援策と支援の前提条件を定める。また、農林中金への信用事業譲渡を行う場合に特定承継会社を受皿とする方式が法整備されたことを受け、同社の位置づけを定める。

(2) 農協法改正に伴う会計監査人監査導入への対応

平成28年4月1日施行の改正農協法により、一定規模以上のJA・信連に会計監査人（公認会計士・監査法人）による監査が義務化され、経過措置期間（平成31年9月末まで）において先行適用される場合があることから、その取扱いとして農林中金が会計監査人との間で情報連携を図ることを定める。（JA全国監査機構との情報連携と同等のことが可能となるよう手当するもの。）

(3) JAのレベル格付における指定基準および改善目標期間の明確化

2. JAバンク基本方針 [要旨]

【1】「JAバンクシステム」の基本的方向

「JAバンク会員」（JA・信連・農林中金）は、本方針を遵守し、以下の事項について一体的に取り組むことにより、「JAバンクシステム」を確立する。

1. JA・信連・農林中金の総合力を結集し、実質的に一つの金融機関として機能する運営システムの確立。
2. 全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供。
3. 資金を安全・効率的に運用し、経営態勢・体力を超えた資金運用を防止。
4. 破綻未然防止のため、早期に経営指導を行い、改善困難な場合は速やかに組織統合を実施。
5. 指定支援法人に基金を設定し、これを財源に経営改善や組織統合に必要な支援を実施。

【2】「JAバンク会員」の役割等

1 農林中金の役割

- (1) JAバンクの総合的戦略を樹立し、本方針に基づいて信連・JAへ必要な指導を行う。
- (2) 経営管理委員会の下に信連・JAの代表者等からなる「JAバンク中央本部」を設置し、JAバンクシステムの適切な運営を行う。
- (3) 信用事業譲渡にかかる特定承継会社の適切な運営を行う。
- (4) 信連・JAへの指導を的確かつ効率的に果たすため、必要に応じ、信連・JAが会計監査を受ける会計監査人との間で情報連携を図る。

2 JA・信連の役割

- (1) 本方針および本方針に基づく農林中金の指導を遵守する。
- (2) 信連は「JAバンク県本部」を設置し、本方針に基づいて管内JAを指導し、JAは信連の指導を遵守する。なお、県内合意により、本方針より厳しい基準に基づいて指導することができる。
- (3) 信連は、JAバンクの総合的戦略に基づく県域戦略を策定し、一体的な事業運営等に取り組む。

3 中央会との連携

JAバンクシステムの適切な運営のため、信連・農林中金は中央会が行う総合的な指導と密接な連携を図る。

【3】「JAバンク会員」の責務

	項 目	内 容
①	JAバンクの一体的事業運営	JAバンクにおいて基本とするシステム・事務により、全国どこでも統一された金融商品・サービスを提供できるよう、JAバンクの総合的戦略に基づいて一体的な事業運営を行う。
②	JAバンク全体の安全・効率運用確保	JAバンク全体での安全・効率運用の確保を図るため、基準に基づいた資金の預入等を行う。
③	経営状況の報告等	農林中金に対し、経営管理資料、体制整備状況等を報告し、本方針に定める基準に該当するJAは、農林中金が信連・中央会等と連携して行う資産精査、業務執行体制の実査に応じる。
④	資金運用制限ルールの遵守	体制・能力を超えた資金運用（貸出・有価証券）を防止するため、基準に該当する場合は資金運用範囲の制限を行う。
⑤	経営改善ルールの遵守	一定の基準に該当した場合、資本増強、体制見直し等の経営改善策を実行する。この場合、指定支援法人から支援を受ける場合には本方針に定める前提条件を充足しなければならない。
⑥	組織統合ルールの遵守	経営継続上の重大な問題が生じた場合、6ヶ月以内（経営破綻の場合直ちに）に信連、農林中金に信用事業譲渡等を行う。この場合、指定支援法人から支援を受けるためには本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
⑦	信用事業運営体制の再編成を行う場合の指導の遵守	営農・経済事業に注力することを目的として信連・農林中金への信用事業譲渡による信用事業運営体制の再編成を希望するJAは、信用事業譲渡を含めた信用事業再編成計画を策定し、実践する。この場合、JAが指定支援法人から支援を受けるためには、本方針に定める支援の前提条件を充足しなければならない。
⑧	指定支援法人への財源拠出	指定支援法人に対して、基準に基づき、毎年度必要な財源拠出等を行う。この拠出負担金割合は、各県における問題発生の有無等に応じて、格差を付けるものとする。

【4】「JAバンク会員」が享受するメリット

- 1 「JAバンク会員名簿」に登録のうえ、組合員・利用者等に周知。
- 2 全国統一されたシステムの利用と、これを活用した機能・商品の取扱い。
- 3 「JAバンク」商標、およびこれを使用した通帳・カード等共通資材の活用。
- 4 指定支援法人の支援。

【5】基本方針を遵守しない会員に対する措置（ペナルティー）

本方針を遵守しない会員に対し、勧告・警告を行い、これを経てなお、改善が認められない場合には、JAバンク会員からの強制脱退措置を講じるものとする。

【6】基準等の変更

金融情勢の変化やJAバンクの経営状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行う。

以 上

第 2 期 (平成27年度) (株)県央あいかわ 事業報告

1. 事業内容

当社は県央愛川農業協同組合の子会社として、JA組合員の皆さまや地域利用者の負託に応えるため平成26年3月4日に設立されました。平成27年3月1日よりグリーンセンター・ギフトプラザあいかわ・葬祭利用相談所を加え、燃料・農業、生活資材・ギフト品・葬儀等の取り扱いを行う地域の総合購買・利用事業を展開しております。

同業他社との競争が激化する環境下において部門別の専門性を発揮し、安心・安全なJA系統の優位性を生かした営業をしております。

2. 当期の事業概況

LPGでは、供給先への全戸安全点検「ふれあい訪問」の実施や、JA全農プロパン保安センターと連携した夜間、休日対応など安全・安定供給に努めました。高峰給油所では、燃料油の安定供給に努め、103,322千円の取扱高となりました。グリーンセンターは地域に根ざした物資の供給に努め、162,298千円の取扱高となりました。葬祭利用相談所は施主の意向に沿った葬儀を心がけ233件の葬儀を施行しました。

第2期 (平成27年度) 貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
1. 流動資産	93,916	1. 流動負債	54,453
(1) 現金及び預金	59,530	(1) 購買未払金	28,818
(2) 購買未収金	19,083	(2) 未払金	8,656
(3) 利用未収金	1,392	(3) 労災保険未払金	214
(4) 購買品	14,024	(4) 賞与引当金	3,753
(5) 経済貸倒引当金	△ 458	(5) 未払法人税等	13,010
(6) 仮払金	284		
(7) 未収収益	59	負 債 合 計	54,453
2. 固定資産	1,014	(純資産の部)	
(1) 有形固定資産	584	1. 株主資本	45,564
車両運搬具	15	(1) 資本金	30,000
器具・備品	13	(2) 利益剰余金	15,564
建物・構築物	654	その他利益剰余金	15,564
減価償却累計額	△ 98	(繰越利益剰余金)	(15,564)
(2) 投資その他の資産	430	純 資 産 合 計	45,564
系統出資	30		
系統外出資	400		
3. 繰延資産	5,086		
(1) 繰延資産	5,086		
資 産 合 計	100,017	負 債 ・ 純 資 産 合 計	100,017

第2期（平成27年度）損益計算書

（平成27年3月1日～平成28年2月29日）

（単位：千円）

科 目	金 額
売上高	593,207
購買収益	545,598
利用収益	47,608
売上原価	460,707
購買費用	433,370
利用費用	27,336
1. 売上総利益	132,499
2. 一般管理費	101,453
(1) 人件費	70,439
（うち出向従業員給与）	(68,003)
(2) 業務費	2,388
(3) 諸税負担金	2,324
(4) 施設費	26,302
営業利益	31,046
3. 営業外収益	323
(1) 受取出資配当金	32
(2) 雑収入	290
4. 営業外費用	-
経常利益	31,369
5. 特別利益	-
6. 特別損失	-
税引前当期純利益	31,369
法人税、住民税及び事業税	13,016
法人税等調整額	-
当期純利益	18,352

株主資本等変動計算書

(平成27年3月1日～平成28年2月29日)

(単位：千円)

		株 主 資 本			純資産合計
		資 本 金	利 益 剰 余 金	合 計	
			繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高		30,000	△ 2,788	27,211	27,211
当 期 変 動 額	資 本 金	—	—	—	—
	当期純利益	—	18,352	18,352	18,352
	合 計	—	18,352	18,352	18,352
当 期 末 残 高		30,000	15,564	45,564	45,564

- (注) 1. 平成27年度末における当社の発行済株式数は600株です。
 2. 基準日が当期に属する配当のうち配当の効力発生日が翌期となるもの。
 配当金の総額 13,000千円
 配当の原資 繰越利益剰余金
 基準日 平成28年2月29日
 効力発生日 平成28年5月30日

第 3 期 (平成28年度) (株)県央あいかわ 事業計画

平成28年3月1日から平成29年2月28日まで

事業方針

当社は、県央愛川農業協同組合の子会社として、同業他社との競争が激化する環境下において、部門別の専門性を発揮し社員の意識改革や部門別経営収支の改善による、長期的な経営の安定によりJA組合員・利用者の負託に応える事業とサービスを展開します。

店舗部門ではグリーンセンター・ギフトプラザを組合員および地域住民に信頼される店舗を展開します。

燃料部門では、多様化するエネルギー需要への対応を踏まえながら、燃料事業の取扱拡大を目指します。

重点実施事項

1. プロパンガス部門

専門性を発揮し利用者の声を反映した事業を展開するとともに、適正な収益管理のもとプロパンガスの安全で安定的な供給につとめます。

- (1) 利用者に対して「ふれあい強化」訪問活動を展開し、顧客の声を事業に反映します。
- (2) JAやJA全農等と連携した新たな顧客サービスを創造します。

- (3) 顧客管理を徹底し、プロパンガスの保安対策を講じます。
- (4) 競合する他社の切り替え攻勢に対抗するため、当社の供給体制の優位性を周知する積極的な営業活動を展開します。
- (5) 新機種などの発表展示会や研修会に積極的に参加し、商品知識や技術の習得につとめます。
- (6) 耐用年数を経過した器具の更新営業を展開します。
- (7) 他部門と連携した横断的な事業を展開します。

2. 給油所（サービスステーション）部門

地域に根ざした燃料油の安定供給につとめるとともに、専門性を発揮し利用者から支持されるサービスステーションを目指します。

- (1) 利用者の意見を反映したサービスステーションを展開します。
- (2) 外部研修会等へ積極的に参加し、商品知識や技術力を高め、利用者の満足度の向上につとめます。
- (3) 大口需要者等への積極的な営業活動を展開します。
- (4) 油外商品の積極的な販売に取組み収益確保をはかります。
- (5) 他部門と連携した横断的な事業を展開します。

3. 購買店舗（グリーンセンター・ギフトプラザ）部門

利用者の声を反映した事業を展開するとともに、専門性を発揮し利用者から支持され地域に根ざした店舗を目指します。

- (1) 利用者の意見を反映した店舗を展開します。
- (2) 専門的な知識を発揮したサービスの提供と安全・安心な商品を廉価に供給し継続的利用者の定着を目指します。
- (3) 品質の良い生産資材や生活物資の豊富な品揃えと価格の低廉につとめ利用者の負託に応えます。
- (4) 贈答品・慶弔品等の利用者ニーズに合った豊富な品揃えと価格の安定につとめます。
- (5) 他部門と連携した横断的な事業を展開します。

4. 葬祭（葬祭利用相談所）部門

専門知識を発揮し、施主の意向に沿った葬儀施行を心がけ、葬家に信頼されるようつとめます。

- (1) 信頼される葬儀施行につとめます。
- (2) 外部研修会等へ積極的に参加し、専門知識を一層高め、葬家の満足度の向上につとめます。
- (3) 葬儀に関連したアフターフォローを充実し、売上の向上につとめます。
- (4) 葬祭利用相談所のPRにつとめ、愛川聖苑葬儀施行シェアの維持拡大を図ります。
- (5) 生活改善の趣旨に添い、葬家の負担軽減につとめます。
- (6) 他部門と連携した横断的な事業を展開します。

第3期（平成28年度）財務計画書

（平成29年2月28日残高）

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
1. 流動資産	117,594	1. 流動負債	60,807
(1) 現金及び預金	67,985	(1) 購買未払金	12,834
(2) 購買品	31,502	(2) 未払法人税等	17,569
(3) 購買未収金	18,000	(3) その他流動負債	30,404
(4) 経済貸倒引当金	△ 53		
(5) その他流動資産	160	負 債 合 計	60,807
2. 固定資産	980	（純資産の部）	
(1) 有形固定資産	550	1. 株主資本	61,955
車両運搬具	15	(1) 資本金	30,000
器具・備品	13	(2) 利益剰余金	31,955
建物・構築物	654	利益準備金	1,300
減価償却累計額	△ 132	その他利益剰余金	30,655
(2) 投資その他の資産	430	（うち当期純利益）	（29,391）
系統内出資（組合員出資）	30	純 資 産 合 計	61,955
系統外出資	400		
3. 繰延資産	4,188	負 債 ・ 純 資 産 合 計	122,762
(1) 繰延資産	4,188		
資 産 合 計	122,762		

第3期（平成28年度）収支計画書

（平成28年3月1日～平成29年2月28日）

（単位：千円）

科 目	金 額
売上高	648,894
購買収益	605,120
利用収益	43,774
売上原価	516,928
購買費用	488,908
利用費用	28,020
1. 売上総利益	131,966
2. 一般管理費	85,005
(1) 人件費	43,903
(2) 業務費	3,758
(3) 諸税負担金	10,070
(4) 施設費	27,274
営業利益	46,961
3. 営業外収益	-
4. 営業外費用	-
経常利益	46,961
5. 特別利益	-
6. 特別損失	-
税引前当期純利益	46,961
法人税、住民税及び事業税	17,569
法人税等調整額	-
当期純利益	29,391

第 2 期 (平成27年度) 農業法人あいかわ茶(株) 事業報告

1. 事業内容

町内農地の有効利用および農業者の高齢化や後継者不足により増加する遊休農地ならびに荒廃農地等の解消を図るため、JA県央愛川では平成23年度より農業経営事業を実施してまいりました。茶園の管理には収穫時期や病虫害防除等作業の特殊性から業務の専門性が求められるため、茶園の農作業を専門的に受託する事業体として、平成26年3月にJA県央愛川の子会社として当社が設立され、以来、農業経営事業の長期的な経営の安定と茶生産者との連携を目的に農作業の受託を柱とした事業を展開しております。

2. 当期の事業概況

平成27年の茶園の状況は、茶樹の育成に大きな影響を及ぼす大雪や冷害もなく、一番茶の収量は前年を上回りました。受託作業に関しては、摘採以外の作業で前年を下回りましたがJAの農業経営事業により管理する茶園を専門性を発揮した効率的で安全な受託作業を行うことができました。

第2期 (平成27年度) 貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
1. 流動資産	3,399	1. 流動負債	81
(1) 現金及び預金	3,399	(1) 未払法人税等	75
(2) 仮払金	0	(2) 労災保険料未払金	0
		(3) 所得税仮受金	6
		負債合計	81
		(純資産の部)	
		1. 株主資本	3,317
		(1) 資本金	1,500
		(2) 利益剰余金	1,817
		その他利益剰余金	1,817
		(繰越利益剰余金)	(1,817)
		純資産合計	3,317
資産合計	3,399	負債・純資産合計	3,399

第2期（平成27年度）損益計算書

（平成27年3月1日～平成28年2月29日）

（単位：千円）

科 目		金	額
売上高 利用収益			3,528
売上原価 利用費用			1,285
	売上総利益		2,243
販売及び一般管理費			1,278
	営業利益		964
雑収入		77	
	営業外収益		77
	営業外費用		-
	経常利益		1,041
	特別利益		-
	特別損失		-
	税引前当期純利益		1,041
	法人税、住民税及び事業税		301
	法人税等調整額		-
	当期純利益		739

株主資本等変動計算書

（平成27年3月1日～平成28年2月29日）

（単位：千円）

		株 主 資 本			純資産合計
		資 本 金	利 益 剰 余 金	合 計	
			繰越利益剰余金		
当期首残高		1,500	1,077	2,577	2,577
当期変動額	資 本 金	-	-	-	-
	当期純利益	-	739	739	739
合 計		-	739	739	739
当期末残高		1,500	1,817	3,317	3,317

（注）平成27年度末における当社の発行済株式数は150株です。

第 3 期
(平成28年度)

農業法人あいかわ茶(株) 事業計画

平成28年3月1日から平成29年2月28日まで

事業方針

当社は、専門性を発揮した効率的な農作業を行うことにより、JAならびに町内茶生産者の農業経営の長期的な安定と発展に寄与する事業を展開します。

重点実施事項

1. 専門性を発揮した農作業の効率化につとめます。
2. 農業機械の有効利用による農作業の省力化につとめます。
3. 作業の安全を確保し、農作業事故の防止につとめます。
4. 農業機械の整備・点検につとめます。
5. 人材の育成・確保につとめます。

第3期（平成28年度）財務計画書

（平成29年2月28日残高）

（単位：千円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
1. 流動資産	3,990	1. 流動負債	186
(1) 現金及び預金	3,990	(1) 未払法人税等	186
		負債合計	186
		(純資産の部)	
		1. 株主資本	3,804
		(1) 資本金	1,500
		(2) 利益剰余金	2,304
		利益準備金	1,000
		その他利益剰余金	1,304
		(うち当期純利益)	(487)
		純資産合計	3,804
資産合計	3,990	負債・純資産合計	3,990

第3期（平成28年度）収支計画書

（平成28年3月1日～平成29年2月28日）

（単位：千円）

科 目	金 額
売上高 利用収益	4,414
売上原価 利用費用	1,868
売上総利益	2,546
販売及び一般管理費	1,873
営業利益	673
営業外収益	-
営業外費用	-
経常利益	673
特別利益	-
特別損失	-
税引前当期純利益	673
法人税、住民税及び事業税	186
法人税等調整額	-
当期純利益	487

J A 県央愛川ホームページ

<http://www.jakanagawa.gr.jp/aikawa/>

(株)県央あいかわ 葬祭利用相談所ホームページ

<http://www.jakanagawa.gr.jp/sougi-aikawa/>